



令和 2 年 第 2 回  
占冠村議会定例会会議録



自 令和 2 年 6 月 1 8 日  
至 令和 2 年 6 月 1 9 日

占 冠 村 議 会

令和2年第2回占冠村議会定例会会議録（第1号）

令和2年6月18日（木曜日）

○議事日程

		議長開会宣告（午前10時）
		◎所管事項に関する委員会報告（議会運営委員長）
日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期決定について
		◎諸般報告
		議長諸般報告
		◎村長行政報告
日程第3		一般質問
日程第4	承認第1号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第5	承認第2号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第6	承認第3号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第7	承認第4号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第8	承認第5号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第9	承認第6号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第10	承認第7号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第11	承認第8号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第12	承認第9号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第13	承認第10号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第14	報告第1号	令和元年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算について
日程第15	議案第1号	財産の取得について
日程第16	議案第2号	占冠村村長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を制定することについて
日程第17	議案第3号	占冠村監査委員条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第18	議案第4号	占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第19	議案第5号	占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第20	議案第6号	占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第21	議案第7号	占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第22	議案第8号	占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定

		することについて
日程第 23	議案第 9 号	占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 24	議案第 10 号	占冠村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 25	議案第 11 号	占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 26	議案第 12 号	占冠村民間賃貸共同住宅等建設促進条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 27	議案第 13 号	令和 2 年度占冠村一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 28	議案第 14 号	令和 2 年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 29	議案第 15 号	令和 2 年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

### ○出席議員（7名）

議長	8 番	相 川 繁 治 君	副議長	1 番	大 谷 元 江 君
	2 番	藤 岡 幸 次 君		3 番	五十嵐 正 雄 君
	5 番	下 川 園 子 君		6 番	小 林 潤 君
	7 番	児 玉 真 澄 君			

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

（長部局）

占 冠 村 長	田 中 正 治	副 村 長	松 永 英 敬
会 計 管 理 者	伊 藤 俊 幸	総 務 課 長	多 田 淳 史
企 画 商 工 課 長	三 浦 康 幸	農 林 課 長	平 岡 卓
林 業 振 興 室 長	根 本 治	建 設 課 長	小 林 昌 弘
住 民 課 長	小 尾 雅 彦	福 祉 子 育 て 支 援 課 長	木 村 恭 美
ト マ ム 支 所 長	平 川 満 彦	総 務 担 当 主 幹	阿 部 貴 裕
職 員 厚 生 担 当 主 幹	森 田 梅 代	財 務 担 当 主 幹	鈴 木 智 宏
税 務 担 当 主 幹	佐々木 智 猛	企 画 担 当 主 幹	竹 内 清 孝
商 工 観 光 担 当 主 幹	橘 佳 則	農 業 担 当 主 幹	杉 岡 裕 二
林 業 振 興 室 主 幹	高 桑 浩	建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子
環 境 衛 生 担 当 主 幹	後 藤 義 和	戸 籍 担 当 主 幹	佐 久 間 敦
国 保 医 療 担 当 主 幹	小 瀬 敏 広	保 健 予 防 担 当 主 幹	岡 本 叔 子
村 立 診 療 所 主 幹	上 島 早 苗	社 会 福 祉 担 当 主 幹	野 原 大 樹
介 護 担 当 主 幹	細 川 明 美	子 育 て 支 援 室 主 幹	石 坂 勝 美

(教育委員会)

教 育 長	藤 本 武	教 育 次 長	合 田 幸
学校教育担当兼総務担当主幹	松 永 真 里	社会教育担当主幹	蠣 崎 純 一

(農業委員会)

事 務 局 長 平 岡 卓

(選挙管理委員会)

書 記 長 多 田 淳 史

(監査委員)

監 査 委 員	木 村 英 記	監 査 委 員	児 玉 眞 澄
事 務 局 長	岡 崎 至 可		

**○出席事務局職員**

事 務 局 長	岡 崎 至 可	主 事	久 保 璃 華
---------	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

---

### ◎開会宣言

○議長（相川繁治君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから令和2年第2回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、小林潤君。

○議会運営委員長（小林 潤君） 6月10日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。今期定例会における会期は、本日18日から19日までの2日間といたします。議事日程、日割りについては、あらかじめお手元に配布したとおりです。以上で報告を終わります。

---

### ◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、5番、下川園子君、6番、小林潤君を指名いたします。

---

#### ◎日程第2 会期決定

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの2

日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月19日までの2日間と決定しました。

---

### ◎諸般報告

○議長（相川繁治君） これから諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページをお願いします。今期定例会に付議された案件は承認第1号から審議資料の2ページをお願いいたします。同意案第8号までの35件です。議員提案による案件は意見書案第2号から意見書案第6号の5件です。

説明のため出席を要求したところ、通知のあったものの職及び氏名は、村長以下記載のとおりです。

審議資料の3ページをお願いいたします。令和2年第1回定例会以降の議員の動向は、3月10日全員協議会から記載のとおりです。

審議資料の7ページから8ページは、令和2年2月分の例月出納検査結果です。審議資料の9ページから10ページは、令和2年3月分の例月出納検査結果です。審議資料の11ページから12ページは、令和元年度令和2年4月分の例月出納検査結果です。審議資料の13ページから14ページは、令和2年度令和2年4月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（相川繁治君） これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告のため、発言を求められておりますので、その発言

を許可します。

村長。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありましたので行政報告をいたします。審議資料4ページになります。1、報告事項であります、本日配布の資料をご覧ください。

行政報告、1、報告事項。（1）新型コロナウイルス感染症予防対策について。第1回占冠村議会定例会終了後も、新型コロナウイルス感染者の増加が続き、3月11日には世界保健機関（WHO）による「パンデミック宣言」が発表され、4月7日には我が国でも総理大臣を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部より「緊急事態宣言」が発令される事態に至りました。

村では、2月17日に「占冠村新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置するとともに、対策行動計画や感染症対策マニュアルを策定し、これまで計23回にわたり感染症予防対策について協議のうえ、対応にあたってまいりました。

また、占冠村社会福祉協議会、占冠・村づくり観光協会、占冠村商工会、富良野警察署占冠駐在所や富良野広域連合富良野消防署占冠支署などの関係機関を対象とした事務レベルの打合せ会議を4回開催し、感染症予防対策に関する情報共有を図るとともに、道の駅等での観光客への対応策や高齢者福祉施設での予防対策などについて協議し、各関係機関における感染症予防対策を進めてきました。

住民周知につきましては、国及び北海道からの情報提供に基づき、速やかに行政区回覧やホームページでの情報発信を行い、11回の行政区回覧を実施しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響による村内公共施設の閉館等の状況につきましても、その都度、行政区回覧等にて周知するなど、きめ細やかな対応に努めてまいりました。

村内各学校では、北海道教育委員会等からの

要請を受け、2月27日から3月24日まで、そして4月20日から5月31日まで臨時休校措置を取ってまいりました。休校期間中は、分散登校などにより、児童生徒の健康状態の把握や学力の低下を防止する取組を行ってきました。休校措置による授業不足に対する対応につきましては、6月10日に行われた教育委員会議においては、占冠村立学校管理規則を改正し、7月27日から7月31日を登校日とするなどの対策が予定されているところです。今後におきましても、北海道教育委員会などの指示や村教育委員会及び校長会等の協議に基づき、適切に対応してまいります。

村内公共施設においては、必要に応じ利用制限等を実施しながら感染防止に努めてきました。特に感染リスクの高まりが心配された4月下旬から5月上旬までの期間においては、各テナント事業者などの協力も得ながら、道の駅、物産館、湯の沢温泉の3施設を閉館いたしました。

幸い、村内での感染者は確認されておりませんが、今後における第2波、第3波の感染拡大も予想されることから、国や北海道の対策方針を基本として、「新北海道スタイル」、「新しい生活様式」を励行し、予防対策に万全を期してまいります。

新型コロナウイルス感染症に対する経済的な対策につきましては、国の定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金など、特に迅速な対応が求められるものについては速やかに実施し、給付金は既に90%以上の村民の皆さまへの給付が終了しております。

今後におきましても、①感染拡大の防止、②村内事業者の事業継続、③村民の皆さまの生活への影響緩和を三本柱として各種の事業を実施してまいります。これらの対策事業費につきましては、本定例会において専決処分、補正予算にて提案させていただいております。

この未曾有の困難を乗り越え、日常の経済活動と住民生活を取り戻すため努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に2の主な用務でありますけれども、3月5日以降の行動については、6ページまでの記載のとおりでございます。

7ページになりますけれども、3、入札につきましては記載のとおり、9件を執行しております。以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（相川繁治君） これで行政報告は終わりました。

---

### ◎日程第3 一般質問

○議長（相川繁治君） 日程第3、一般質問を行います。順番に発言を許します。

3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 議長の許しを得ましたので、質問をさせていただきます。この間、新型コロナウイルス対策で役場自治体職員は、政府の方針がころころ変わる中で、大変多忙の中で住民の命や健康を守るために、努力されてきました。心からお礼を申し上げたいと思います。

それでは質問に入ります。苗木生産事業の取り組みということで、林業政策のもう一つの柱を今回、問題提起をしながらなんとか地元で事業を起こして、雇用を作り、そして郷土性の強い苗木を生産していくということが必要だろうというふうに考えています。

まず、戦後復興を図っていくために、とりわけ北海道においては多くの森林が伐採され、戦後復興に寄与してきたところです。当然、その伐採された跡地については、トドマツやカラマツを中心として造林が実行されてきました。戦後植林された造林木が大きく成長して、最終伐

採期を迎えています。本村でも特にこの頃目立ってきましたように、国道沿いを走ると、国有林や、民有林、公有林で造林地の最終伐採が盛んに進められています。

これらの伐採跡地には、必ず造林が実行されるわけですが、道内の苗木の生産が、残念ながら需要に対して大変ひっ迫している状況にあるというのが現状です。このままいくと、伐採された跡地に造林がされず放置され、災害につながる恐れや、伐採適齢期を迎えた森林がそのまま放置されるという状況が生まれて、村が進める林業や林産業の振興に大きく影響してくると思います。そこで具体的に伺います。

まず、1点目は、全道的に苗木は不足していますが、苗木を生産する種苗事業に村が手を上げて取り組み、そこで郷土性の強い苗木を生産して、国有林や民有林、公有林等に苗木を供給していくということが必要ではないのかと思っています。村としての新たな林業の取組みを進める、こういった種苗生産事業の取組みを進めていく考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 五十嵐議員のご質問にお答えをさせていただきます。林業振興のための苗木生産、あるいは苗畑事業の取組みということでのご提案をいただきました。全道的に不足していると言われております苗木につきましては、北海道が主体となり種子の撒き付けから山出しまでの需要調整等を行っています。これまでの種苗事業は一般的な裸苗の生産であり、植栽時期が限定されるため、強度な繁忙期と閑散期が混在する季節労働が主体となっており、これは山で植林する場合も同様の状況となっております。

これらを改善していくために、平成25年から北海道森林管理局が中心となり、それまでは植栽技術が必要で枯れてしまうことが多く、夏場

には植栽できなかつた裸苗に代わりまして、一般の方でも容易に植えることができる、高温下の夏場での植栽が可能なコンテナ苗の生産と植栽を施行しており、道内各地の苗畑においても、生産が進んでいると聞いております。

種苗生産を行うためには、林業種苗法に沿った準備を進める必要があるほか、裸苗の生産とコンテナ苗の生産は設備投資が異なりますので、今後、これらの動向を見定めつつ、本村で育てた優良苗木を使用する森林の育成や整備、そこから生産される木材資源の有効活用という持続可能な森林、林業、林産業の振興を含めて検討を重ねながら、その可能性について進めてまいりたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 平成25年から国有林を含めてそういう対応を進めてきているということですが、現状、この間の全道の会議の中では、もう近い将来供給ができないような体制が生まれてくることは明らかです。そういった状況の中で、どういった具体的な取組みをしていくのかということで、今、道や国の話を村長は言いましたけれども、現実の実態は必ずしもそういう状況になってなくて、例えば国有林やなんかも現場段階の小段階での取組みについては、大変危惧しているという話は各署から出ているのが現状です。

民苗も、やっぱり採算が合わないからほとんどやめていったという経緯もあるし、併せて国有林は苗畑事業をやめるために、施業方法を変えてまで苗畑を潰してきたということでもあります。当時の状況を考えれば、どこの自治体にも営林署のあるところについては苗畑がありました。当然、占冠村にも国有林の苗畑がありました。そこで生産される苗は、その地域の風土や気候にあったところで苗木を生産することによって、山出しした場合に、自然状況に適応した

苗ができるということで、そういった取組みはされてきたわけです。今、残念ながらそういったものが無視されて、ほとんど苗木を国は責任を持って生産しないと、こういう形も出てきていますし、ましてや民間については労働力の問題等を含めて苗木の生産は大変やっていくことが困難な状況にきていると。そこで私は先ほど言いましたように、村が林業の一環としてこういったものに一体的に取り組んでいくということを提起したわけです。

これから進めるにあたって、考え方として、2番目の問題にいきたいと思います。苗畑の事業の期間というのは、先ほど村長からも言われましたように、4月から11月が最大限の仕事期間であります。そういった意味ではそこで働く人たちの雇用の安定というのは苗畑事業だけでは大変困難ですから、なかなか働き手、担い手が出てこない、こういう状況になるわけです。

そこで、やはり村としてもそういったことを総体的に考えて、村内の苗畑事業の空いている期間については村内の森林資源の調査とか、収穫調査、また、村が取り組んでいるメープルシロップの原液の採取を、これら生産と結び付けて、こういった作業にも従事できるような通年雇用を林業全体で図っていくということが必要であります。当然、そういったことを取り進めることによって、優秀な人材を確保し、事業の責任体制を確立していく必要があると考えています。こういったことに取り組むにあたって、やはりきちんとした方向性を出しながら取り組んでいくことは必要だろうと考えています。そのへんについて村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 苗木の需要調整等を含めて、森林法の改正によりまして、平成29年度以降、森林整備計画に基づきまして、伐採作業を行う場合には、造林を計画的に行う計画を提



出することが義務付けられたということで、必ず木を植えなければならないということになっております。私も若干林業経験がありまして、地元で育てた苗木は地元が一番合うんだというような経験がありますから、そういった意味では議員のおっしゃるとおり、山作りには最適なのかなということを考えますと、地産地消という意味からも、林業の継続性を図るという意味からも、大事な取組みなのかなと考えているところでございます。

そんな中で、ご質問の通年雇用、あるいは事業の責任体制の確立といった件につきましては、これまでも課題として上げられてきたところでございます。安心、安全で災害に強い山作りのためには、森林を整備する林業労働者の雇用の安定化を図りつつ、責任ある事業実行体制のもと森林整備ができるよう努めていくことが必要であるというふうに認識をしております。

このため、本年度より林業振興室におきましては、村有林の事業内容等を当然として、私有林における作業種ごとの森林整備時期等を把握の上、村内林業事業体の通年を通じた事業量の確保に努めてきているところでございます。今後におきましても、薪生産やメープルシロップの生産販売などの村内の取組みを支援していきながら、災害に強く住民にも親しまれる森林づくりのため安定した雇用の促進に向けて努力をしてみたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 林業全体の取組みの中では、この間も事業体の育成や、そこに働く林業労働者の雇用の安定のための取組み等を村もできるだけそういった方向で努力しています。とりわけ苗畑の問題については、雇用期間が限られるという状況の中で、今、村がいろいろなものを取り組んでいて、一時は商社を立ち上げてやるなんて話もあったわけですがけれども、そ

うではなくて地についた地元の人たちが、地元のための仕事として、これからそういった苗畑事業も取り組み、木質バイオマスの取組み等を連携させていくということが必要だろうというふうに思っています。

そこで3番目ですけれども、この間、今、言いましたように、村では森林、林業、林産業の振興に積極的に取り組んできました。成果が出るまでには一定の時間や期間がかかると思っています。苗木生産から、木材の有効利用と循環型林業経営を村として確立し、特色ある取組みが今求められていると思います。ぜひ、この取組みをするにあたっては、林野庁や道に積極的に働きかけ、相談していくことが大変重要だと思っております。それらについての取組みをどのように進めていくのか、村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 循環型林業経営、あるいは独自色を出した取組みということのご質問でございます。本村におきましては平成24年度から村有林資源の有効活用に向けた資源量把握等を実施し、平成28年度より、村有林資源を活用した六次産業化の中で、薪やメープルシロップの生産販売、あるいは人材育成など村内の特色ある取組みへの支援等を実施してまいりました。また、平成31年度からは、村内森林面積の約9割を占める国有林と連携する中、上川南部森林管理署と占冠地域森林整備推進協定を締結し、林業技術の研鑽による事業体の育成にも努めてきているところであります。

さらに、今年度におきましては、これらの取組みを足掛かりとして、森林整備の知識と技術を兼ね備え、地域林業を牽引していくことができる森林林業プランナーの育成支援にも取り組んでいくこととしております。持続可能な地域循環型の林業経営を促進していくためには、安定的な雇用の促進による人材の確保、そしてこ

れらを計画的に育成していくこと、また、木材産業のマーケティングを理解し、責任を持って森林整備等のプランニングができる、地域林業を牽引できるものの存在が本村における森林資源の充実と地域住民の安心、安全にもつながっていくものと考えておりますので、今後も本村の森林、林業、林産業の振興に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。私からは3点ですが、まず質問1といたしまして、新型コロナウイルス感染症の流行による今後の対策について伺います。

緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染症の終息にはワクチンや薬などの開発が待たれております。まだまだ続くと予想されていますが、そのために占冠としては、先ほどの行政報告の中でも北海道スタイル、新しい生活様式を励行し、予防対策に万全を期すということで、ただ、これから拡大するといった場合に、感染が拡大してしまった場合や、村内で感染者が出た場合の施設ごとの対策ですとか、そういったものが見えてきていないような状況かなと感じています。もし第3波が来た場合に村としてはどのような対応、対策をしていくのか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 下川議員のご質問にお答えをいたします。新型コロナウイルス感染症に関わって、村内の感染者が出た場合の施設ごとの対策、あるいは日常を送るための対策ということでのご質問かと思えます。

国の緊急事態宣言が4月16日に発令され、再延長の措置を経て、5月25日に北海道ほか全面解除されました。これまで、村としては新型コロナウイルス感染症の予防対策につきまして

は、先ほども行政報告で申し上げましたけれども、毎週月曜日のほか、必要に応じまして対策本部会議を開催して予防対策の行動計画に基づく対策と取組みを進めてきました。感染症の終息にはワクチン等の特効薬が有効と考えますが、現在に至っては正式なワクチンが開発されていません。国内での感染者事例が1万8115人を超える状況下であり、今後の感染症抑止には研究者の努力によりワクチンの開発が急務とされています。

村内での感染者が出た場合の対処策ですが、関係施設の消毒、洗浄及び濃厚接触者の追跡調査で感染症の蔓延を防止するとともに、従前どおり、公共施設の開閉を的確に判断して行動計画に沿った対応をしております。今後につきましては、全国的にも感染者実例が報告されており、感染症の終息が見通せず、予断を許さない状況下ではありますが、村としては北海道スタイル、新しい生活様式を励行して感染症の予防対策にできる措置を傾注して、関係機関の協力体制で臨んでまいりたいと思っております。既に住民の皆さまには会議、あるいはイベントの中止、あるいは延期といった村有施設等の利用に関わる基本方針についてきめ細かく回覧をしているところでございますので、この方針に基づきまして今後、取り進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 住民の動き方、施設の利用については、確かに施設の開閉状況のお知らせですとか、国や道と同じ実践例と言いますか、感染症対策のお願いといった通知は届いているかと思うんですけれども、占冠独自のものは今まで現在では見当たらなかったかなと感じているんですね。イベント自粛は感染症予防としては必要なことだと思うんですが、住民目線からいきますと、イベント等も何名だとだめな

のかとか、そういったものが見えてこなかったのかなと思います。

これから第3波が来たときも、そういった目安になるものが今はなくて、どういう状況になったら前回と同じような施設のクローズになってしまうのだとか、前回は公共施設といわれるところは、ほぼほぼ全面使用禁止、自粛といった形が取られていたかと思うんですが、第3波が来て、どこか一部の施設に感染者が出ました、そこを消毒しますというのは分かるんですけども、それ以外の施設に対しても同じような対応になってしまうのか。極端な話を言えば、占冠全体の公共施設は閉じますよとか、そういう方向に持っていくのか。それぞれの施設でこういう対策を取っていきますというのが既に決まっているのか。決まっているのであれば周知していただきたいと思うんですが、そちらはどのように考えてらっしゃいますか、伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 村内の施設利用につきましてはその都度、これまでは利用停止、あるいは利用不可といったようなお知らせをしてきたところです。現状、緊急事態宣言解除後の利用につきましては、利用できるものについては、それぞれの施設で利用できる旨のお知らせをして利用していただいているということになっております。

今後、ニュース等でご存知かと思えますけれども、18日をもって北海道も全面的な解除という方向で進んでおりまして、各種イベントについても、施設内は50人以下だとか、屋外は200人までとか例えば100人までとか、さまざまな北海道スタイルの提起がされていますし、自治体にもそういった指針がきております。早い時期に住民の皆さんにお知らせをして、それを励行していただくということになろうかと思って考えております。

地域間移動も許されるようになりますので、地域間移動が始まりますと、どうしても移動の管理ができない集会とか、それから屋外イベント等はどうしても感染リスクが高まるということで人数制限、あるいは行動制限が発生してきます。これらについても、きめ細かに記載をした方針について住民周知に向けて進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。おそらく明日には方向性が示されるだろうということで、明日示される内容についても、今、対策本部では速やかに住民に周知ができるように資料等の準備をさせているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 現在の対応、対策については理解ができたなと思っているんですが、予防対策として今、ニュース等で知られていることではあるんですが、例えば、下水道の中に入っているウイルスの検査ですとか、そういったものでもウイルスが発見できるようになっているとニュースでは見えています。そういったものを占冠で取り入れるとか、実際、もし自分が感染しているかと思って検査したい場合、占冠の場合はどうしても病院に通うまでに距離があると思うんですね。そういったものを、規模からいくと難しいかもしれませんが、例えば一度診療所に行けるようになるとか、そういう方法で考えたりとかはできるのでしょうか。

ちょっと遠くてなかなかその検査をするにも、電話先は今、示されているところでは、富良野保健所だと思んですが、あとは北海道の保健福祉部健康安全局地域保健課というところに電話するように指示はされておりますが、それ以外に相談できるような場所がこれから設置されていくのかどうか、そういったことも伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 具体的なPCR検査だとか、そういったものについては村としてはまだ検討はしておりません。先日、PCR検査ができないかということで、道、保健所ともご相談をさせていただいたんですけども、現状において症状がないだとか、そういった傾向がない段階でのPCR検査については有効性がないんじゃないかというようなお話をいただきました。ただ、やはり住民の皆さんもそうでしょうし、我々もそうですけれども、不安というのは検査してみないと分からないんだということは申し上げているんですけども、なかなかそういった体制になっていないということはあろうかと思っております。

ただ、今、抗体検査なりいろいろな検査方法も変わってくるようですから、そういった中で検査ができるような体制が進むのかなというふうに思っています。当面、ご心配であればうちの診療所に電話をして相談してもらったり、直接保健所に電話してもらったり、役場にもお電話いただければ、そういった症状等に合わせた対応は検討できるのかなと思っておりますので、今、具体的な方向性は決めておりません。そういった質問も想定してなかったものですから、準備もしてないんですけども、そういったことでよろしくお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 続きまして、質問2に移りたいと思います。新型コロナウイルス感染症による学校教育、ICT教育について教育長に伺います。新型コロナウイルス感染症のため、2月下旬より5月末まで、約3カ月もの間学校が休校となりました。分散登校は数回、休校中は学校から出ている課題と自主学習でした。緊急事態宣言が出ていた中、感染症に対する心配は尽きませんが、4月の入学式以降、各自治体の判断をも

とに学校を再開しているところもありました。

占冠は他の地域に比べ三密にならない状況を作りながら登校が可能だったと思いますが、なぜ対応に至らなかったのか。また、ICT教育に取り組んでいる中、試験的にもなぜオンライン授業やコミュニケーションを取るっていうこともできなかったのか。新型コロナウイルス感染症がまだ続くと予想がされる中、今後どのような対応、対策をしていくのか。また、遅れている授業や、心のケアなどにどのような対応をしていくのか伺います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。2月27日から5月31日までの約3カ月間、児童、生徒及び保護者、学校職員においては急遽の休業要請に対応いただき、ご心配や、不安をお掛けしたところでございます。

村としては、国による緊急事態宣言や道からの休業要請に従い、感染症対策本部や校長会において協議し、対応してきたところでございます。2月28日時点で国からは一斉休校はあくまで要請であり、各学校の設置者において判断していただくことを妨げるものではありませんとの通知がありました。感染の広がりから慎重な対応を取り、休校に至ったわけでございます。

また、富良野での発生もございましたので、子どもたちの健康状況を確認すること、家庭学習の状況を確認して学習課題を提出するために、3月中には授業時数には含まない1時間程度の登校を3回、4月以降は午前授業を6回、給食のある授業を3回実施しました。卒業式、入学式については持ち込まない、広げないことを保護者に理解いただき、時間短縮での式を実施いたしました。

休校中の学習については、学習課題としてチャレンジテストの配布と、日ごろから学校で活

用しているeライブラリを家庭で使用できるように、個人ごとのパスワードをお知らせし、活用いただいたところがございます。子どもたちが日常的に学校で活用しているタブレットについては、セキュリティの観点から校内の使用しか想定していなかったことから、今後においてはインターネットに接続しない活用方法についても学校と共に検討させていただきたいと思いません。

生徒とのコミュニケーションの方法についてはでございますけれども、これについては各先生に電話を利用してコミュニケーションを取っていただきたいというふうに指示をさせていただきました。6月1日より学校が再開しましたが、遅れている授業については行事等を2学期等への移行、もしくは見直しによる中止も含め、夏休みを6日間短縮し、授業時数の確保をしていくこととさせていただきます。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 分散登校等は確かに行ってたという認識はあります。実際に回数としてもやっていると思うんですが、占冠の学校の場合、他の地域の学校に比べて人数がかなり少数です。他の地域でいう分散に値するくらいの人数の児童、生徒数だと思っています。今回、分散登校した中でも各学年登校日が違いますが、そういう分散登校なら話が分かるんですが、全員同じ日に登校する。1学年から9学年まで、中学生まで同じ日に同じ時間に登校する分散登校は、学校の回数を減らしただけなのかと、分散登校とはまた違う意味なのじゃないかと思っていました。

学校で使っているタブレットも一人1台与えられておりますが、セキュリティの関係上から貸出はできなかったと言いますが、もし本当にこれが長期化するというのが3月の時点で予想ができていれば、タブレットをレンタルするだ

とか、そういうことも考えられたのではないかなと思うんですね。先ほど、家庭学習の中にパスワード等を知らせて学校で使っている教材を使えるようにとはなっているんですが、その前にタブレットを貸す、貸さない、のところでは多分セキュリティの他にもインターネット環境がある家庭と、ない家庭がっていう話を伺っていました。

そういうことであれば、貸し出すことを考えたりとか、早いうちに各家庭にアンケートを取る。使える状況なのか、使えない状況なのか、アンケートを取ることも含め、考えるべきだと思いますし、今後、また感染拡大した時にセキュリティの問題が解消できないので、タブレットは使わないんですかということだったり、分散登校します、でもみんな同じ日に行きます、という対応になるのかなと思うと、ちょっと疑問を感じてしまうところだと思っているんですが、今後、こういったものがまだまだ続くかもしれないと思っている中、その分散登校に対する考え方ですか、オンライン授業に対する考え方というのがあまり見えてこないかなと思っていますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 分散登校についてなんですけれども、これについては国、道を含めて5月いっぱい休校してくださいという通知があつて、その後、場合によっては、5月の下旬過ぎてからだったと思うんですけど、分散登校をやっても安全性を確保できるのであればという通知がございました。

今、議員のご指摘のとおり、本村の各学校における生徒数を考えた場合に、他の大きな学校とは違って分散登校という形での密、三密を解消する方法ができるねということで、分散登校をさせていただいたわけです。生徒数が少なかったということもありますけれども、中央小学

校の生徒28人くらいいるわけなんですけれども、空いている教室等、体育館とかも含めて、三密を解消にしてやれば全学年呼んでもなんともないねという話でさせていただきました。

できはしなかったんですけれども、本村の場合は一斉休校しなくても、今言ったような形でやれば三密を防いだ分散登校はできたんじゃないのというのは、私もそういうふうには思いますが、当初のスタート時点が全面休校しなさいということだったので、それを含めて途中から分散登校という形にさせていただきました。

タブレットの関係なんですけれども、今、児童生徒一人にタブレットがあって、学校内での授業という形で使わせていただいています。それは生徒一人一人が学校内のネットワークを使ってインターネットで調べたり、体育館に行って画像を撮って、それを後で皆で見たりといったふうに使っています。

そのネットワークについては、各学校については3校にそれぞれの専門のネットワークは組んでいるんですけれども、そういったことも含めて各自宅でも、学校にあるやつを持って行って自宅のWi-Fiを使っての活用については想定していませんでした。それで各家庭にWi-Fiを使ったネットワーク環境があるかというのは、各学校にお願いをして調べて下さいということで、調査はしたはずだと思います。それで全戸ではなかったんですけれども、何戸かネットワーク環境が揃っていないという児童、生徒もいるというお知らせは受けました。

今回はできなかつたんですけれども、せっかくタブレットがあるんだからWi-Fiを使ってネットワークでの授業ということではなく、先生方が子どもはいないけど実際に授業している状況をデジタル化して、それを子どもたちに持って行ってもらったり、学習をしてもらおうと。持ち帰ってやるとコミュニケーションが取れないわ

けですから、コミュニケーションを取るために分散登校があり、電話でのコミュニケーション、今後の場合ですけれども、そういった方法について考えましょうねということで、今学校と協議したところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 今後については、今まで、この5月末までの状況とは違う形で、もし感染拡大が広がった場合には学校を運営していくとか、感染拡大状況にもよるとは思いますが、分散登校なりそういったものを同じようにやっていくということになるのでしょうか。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） まだ今後どういった状況が、余波を含めて、第3波、4波と来るのか、それはちょっと分かりませんが、基本的には今回の休校だった事例を踏まえた対策を取っていきこうと。それと先ほど言ったタブレットがあるんだから、タブレットを活用したネットワークはつながらない方法も含めて、分散登校も含めて、これがどういう状況になるのかちょっと先のことは分からないんですけれども、今回のことを踏まえてそういった対策も一つの方法として検討していきたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 質問3に移りたいと思います。村内の案内文書のデジタル化について、村長に伺います。

現在、案内文書は回覧板とホームページ掲載です。生活様式が多様な現状の中で、回覧板では情報が届かない場合やタイムラグが発生し、期間終了後に目にすることも多々あります。ホームページでは欲しい情報を検索しないと閲覧できません。回覧板などでコミュニケーションを取ることも大切かと思いますが、多くの村民に、必要な情報をよりスピーディーに提供することを考える場合、お知らせ等はデジタル化が

望ましいと考えます。そのため、既存のメール配信やSNSを利用した配信との併用を検討すべきと思いますが、村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 必要な情報をデジタル化等でスピーディーに提供したらどうだというご質問かと思えます。村からの周知文書に関しましては、行政区回覧とホームページへの掲載、あるいは新聞折り込み、一部の情報はSNSを活用して周知をしております。また、回覧に時間がかかり情報が期間内に伝わらない地区があることも、承知をしているところでございます。

現在、村から提供している情報は非常に多いわけですが、内容も多岐に渡っておりまして、回覧版の中から必要な情報を入手するよりも、SNSなどを活用して、必要な情報を、必要な方に提供することは近年の急速なIT化にあつて、議員のご指摘のデジタル化も必要だというふうには感じております。

一方、ニーズの把握や配信環境の整備、情報弱者の方への対応などの課題がございますので、当面は回覧、新聞折り込みを中心として回覧が遅延する地区には、迅速な回覧のお願いをするなどの措置を講じながら、デジタル化に向けても、これらも含めて有効な方法について、検討をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 現状は回覧板で今まで通りということになるかと思うんですが、ちょっと最近の広報誌等では見受けられなかったんですが、2017年、2018年の広報誌には防災用だったかと思いますが、メールアドレスが掲載されていたかと思えます。それで、今までそのメールアドレスを登録すると、必要な情報をメールで送ってくれるというサービスがあったと思ひまして、私実際そこに登録していました。そ

れが最近ではメール自体が送られてこなくなつてしまったので、今現状はないのかもしれませんが、そういった既存で今まで使っていたものがあるので、それをそのまま併用できないのかなというところと、あとはSNSを利用するということに対して、実際検討をしております、既存でSNSのアプリケーションを使っているかと思ひます。そういったもののQRコードを載せるとか、そういうことはすぐにできるのではないのかなと思うのですが、それはやはり公式的なものではないから使えないということなんでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員のご指摘の2017、2018でアドレスを登録すればという部分のメールですが、これは防災一斉メール、地震とか、大雨警報とか、災害に対応したメールだったというふうに記憶をしております。そういったものを、通常の行政区回覧に利用することは難しいと考えております。

そのほか、電子回覧の活用だとか、いろいろな情報の取り方が今どんどん進んでいく中で、何が良いのかを含めて、村としても検討したいなどは思っているところでございます。いろいろな方法、ご提案があったわけですが、そういった中から誰でもが利用できるような、お年寄りでも見られるような、何か方法はないのかなということも含めて、検討はさせていただきたいと思ひます。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に、7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） それでは一般質問をさせていただきますと思ひます。先ほど、下川議員より新型コロナウイルス感染症に関しまして、村としての今後の対応、対策につきましての質問がありましたが、私からはこの感染症に対する現状の村内対策につきまして、何点か村長にお伺いをしたいと存じます。

まず、村内の商工業者、事業者でありますけれども、これらの方々への支援対策についてであります。これにつきましては、商工会からも緊急経済対策ということで、5項目だったかと思いますが、渡つての要望書が提出されております。そして、これに答える形で今回の補正予算には、さまざまな支援策が盛り込まれておまして、私自身大変心強く感じているところではありますが、その中に占冠村事業継続支援金というものの交付が、これは予定として示されております。

概要の説明資料によりますと、3月から5月までの3カ月間の売上減少率を基準にして、上限30万円を交付するというようになっておりますが、これだけを見ますと減少率に応じて交付額は変わっていくのかなというふうに思いますが、この内容をもう少し具体的にお示しをいただきたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 児玉議員のご質問にお答えをいたします。占冠村事業継続支援金でありますけれども、占冠村商工会員である法人、または個人事業主であり、かつ、主たる事業所が占冠村内にあるものに対しまして、3月から5月の3カ月間の売上減少率を基準に支援金を交付するものでございます。

交付額は、3カ月間の減少率、30%以上の事業者には30万円、減少率20%から30%未満の事業者には20万円、減少率10%以上20%未満の事業者には10万円、減少率10%未満の事業者には5万円を支給する予定でございます。

申請期間は、令和2年6月22日から令和2年9月30日までとし、占冠村商工会で申請者を取りまとめの上、一括して申請をいただくこととしております。その他の詳しい詳細につきましては、補正予算等で提案をしておりますので、その予算の議論の中で詳細等をご説明させてい

ただきたいなと考えているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 減少率が30%以上の事業者の方には、30万という上限の金額でありますけれども、他自治体の交付状況をみますと、特に影響の大きいと言われております宿泊事業者あるいは飲食事業者には、さらに手厚く対応している例も見受けられるわけですが、本村では業種ではなく、一律に減少率だけでいくという考えでよろしいですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 宿泊事業者等も国の持続化給付金等の申請もして、既に給付を受けている事業者もあるようでございます。それから、北海道の支援も受けているところもあろうかと思えます。ここで考えているのは、村として、これにオンをしてそういった事業者の支援をしたいんだということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 内容については理解をしたわけですが、この種の支援金につきましては、新聞報道を見ますと管内において、かなりの自治体の大部分が既に交付しているんですね。私の把握しているところでは、4月のゴールデンウィーク前に交付している自治体もあります。本村では6月22日から申請受付というお話でありますので、交付はさらに遅れるのかなと。今月あるいは来月にかかるのかなと思うんですけれども、2カ月あるいは3カ月のタイムラグというか差が出てくるんですよね。

国の支援金、あるいは道の支援金の対象になった方もおられるかと思えますけれども、本村だけ特別に他の自治体にはない特別な厚い支援を考慮したが故に遅れたと、時間を要したというのであれば、まだ理解できますけれども、ほ



ば同様の支援内容と私は考えておりますけれども、この間、全く収入の道を閉ざされた事業者もおられるわけで、他の自治体の動向を見て、うちの村はどうなっているんだろうという方もおられます。その方々の困窮を考えた場合、いささか対応が遅いのではないかと。もう少しスピード感を持って、もっと早く対応すべきではなかったかと思っておりますけれども、村長の見解を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） この支援について、対応が遅いという指摘かと思えます。必要な支援につきましても、既にできるものは、既にやっているということにして、ここに至った経過というのがございまして、時系列で申し上げないとなかなかご理解いただけないのかなと思えますので、ちょっと長くなりますけれども、村といたしましては、限られた予算をより効果的に投入するため、まずは地元事業者の実態を把握し、地元事業者の真のニーズに最も合う支援を行うという方針の下、支援策の検討を進めてまいりました。2月25日には、地元経済に最も強い影響をもってありますトマリリゾートとコロナウイルスの影響に関する情報交換を行いました。2月中旬の稼働率は約87%と比較的良好な数字を保っており、冬全体では前年比約80%程度の入込みなのではないかとの見解を得ておりました。もっとも、この時期は、急激に道内での感染者数が増加し始めたころであり、この時点で3月以降の状況は見通せず、予断を許さない状況であり、今後の動向を注視すべきであると認識していたところでございます。

その後、近隣市町村の取組みなどについて情報収集を行っていたところ、4月8日に北海道で初めて自治体独自の支援金に関する報道がなされました。村としても、当日の朝に報道された長万部町へ問い合わせを行い、同日午前中に

同制度の交付要綱を入手すると共に、4月8日、13日の両日に占冠村商工会を訪問し、地元事業者の現状把握、及び村への要望事項の取りまとめについて依頼したところでございます。

4月20日に行った村商工会の聞き取りでは、小売り販売が概ね5%の減、宿泊業が2月中は概ね3割減、3月は7割から8割の減、飲食店は2月が3割弱の減、3月が5割から6割の減、お土産は2月が3割程度、3月が77%から88%の減と、3月から急激に売上の減少が始まりました。これらの状況に鑑み、4月22日には定額給付金の交付事務に関する庁内体制の構築をすると共に、地元消費活性化のため、村商工会に対し、プレミアム商品券の前倒しでの実施について要請をいたしました。

そして4月25日及び26日の両日に渡り、道の駅などの事業者から聞き取りを行うなど、随時、聞き取り調査を行ってまいりました。その後、4月29日からの村内公の施設事業者に対する休業要請に対応する占冠村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給要項を5月7日に交付し、休業要請に協力いただいた事業者に対し協力金の支給を行いました。

そして、5月11日に占冠村商工会からコロナ対策に対する要望書を提出いただき、その内容に応える形で、国に対し新型コロナウイルス感染症予防地方創生臨時交付金実施計画を作成し、5月19日に申請を終えたところでございます。本議会で上程するコロナ経済対策の内容は、基本的にこの申請内容に基づいております。以上のように、継続的な情報収集と状況に合わせた対応に努めてまいりましたので、議会のご理解をいただきますようお願い申し上げたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） いろいろな事業者の方もおられますので、いろいろと調査、情報収集

された経緯は十分に分かります。また、特別定額給付金、この関係で作業に手間取ったということも考えられるかなと思っておりますけれども、ただ、どこの自治体も同じことをやっているんですよね。本村だけ特別定額給付金をもらったわけでもありませんし、事業者の数を見ても、他の市、町、隣接するところを見ましてもうちよりも多いと、その中でこの交付が、早いところに比べて2カ月、3カ月遅くなるというのは、果たして私はどうなのかなと。

今、村長がおっしゃいましたように、休業補償ということで感染防止協力金、これが5月の連休明けぐらいに交付されたと聞いておりますけれども、この時期じゃないかなと私は思うんですよね。この時期に専決でね、されなかったけれど、原資はいろいろと市町村によって出所は違うようではございますけれども、出して出せないことないんじゃないかと思うんですけれども、もう一度伺います。どうですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 時期的な問題、先ほど申し上げましたけれども、休業要請をして、即刻支援金等の交付等の手続きも行い、給付もやってきたところであります。当時、商工会とも打ち合わせをしながら、国の持続化給付金、雇用調整助成金等の申請もやっているところでございました。多くの商店、あるいは事業者に波及効果のあるプレミアム商品券を早急に発行しましょうということで、例年の倍近い増額をして取り組んだと私は思っております。

どの方策が即効性があって良かったのかという部分は、それぞれ事業者によってあろうかと思っておりますけれども、今回、村が行う支援につきましては、その状況を十分、考慮しながらやってきたと考えております。議員のご指摘のように、不十分さはあろうかとは思いますが、村としてはできるだけ早い支援をしたいという

気持ちで取り組んできたというところで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 今の現状ということでございますけれども、北海道、東京、福岡も含めてなんですけれども、都会を中心に、特に夜の街、また、札幌では「昼カラ」でのクラスターということもありまして、未だに感染者は発生しているわけですね。先ほど来から話は出ておりますけれども、ワクチン、あるいは特効薬が開発されるまで、この自粛要請に伴う経済活動の停滞というのは、今後も続くものと思っておりますけれども、その際、事業者支援として、第2、第3の矢を考えておられるのか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 今後の支援の考え方についてのご質問かと思っております。今後、新型コロナ感染症が終息に向かったとしても、すぐに経済がV字回復することは考えにくい状況だと認識しております。従いまして、村としても今回提案する経済等支援対策を第1期と位置付けまして、今後、第2期の支援の実施を視野に入れているところでございます。支援の具体的なスキームや予算規模については、今後の国の地方創生臨時交付金などの動向により大きく影響を受けますが、地元事業者の現況と国、道の動きの双方に注意を払いながら、より有利な形で財源確保と地元事業者への支援を実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで11時40分まで休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時40分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） それでは、続けさせて

いただきます。次に、避難所対策についてお伺いをしたいと思います。この3月に占冠村地域防災計画が改訂されましたが、国においては、さらに改訂を求めておまして、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、避難所を開設する際には、感染症の観点を取り入れた対策を講じることとしています。

また、道においても、北海道版避難所マニュアルを改正して、感染症対策として避難スペースの分離や三密の回避を求めています。このことは、村にも通知をされていることと思いますが、この中で、避難所の開設にあたりましては、住民の集中を避けるという目的から可能な限り多くの避難所を開設すること、つまり、避難所の増設が求められています。

本村においてみますと、例えば中央地区が水害に襲われた場合を想定しますと、ハザードマップ上では4カ所の避難所があります。ただ、水害で機能するのは中学校だけです。ここ1箇所、千歳、本通、宮下地区の住民をどこまで受け入れることができるのか。しかも、感染症対策を施してとなると、これは、私は全く不可能だと思うんですね。なんらかの方法で増設が必要になるのではないかと思います。このことについてどのように検討されているのか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 児玉議員のご質問にお答えをいたします。コロナウイルス感染症に関わっての避難所対策についてのご質問でございます。避難所増設の検討でございますけれども、国から避難所における、新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応について通知があったところでございますけれども、この通知の中で、議員がご質問の避難所の増設につきましても記載されており、その内容は避難所の収容人数を減らし、感染症への感染リスクを軽減するため

に、指定避難所以外の避難所を開設するというものでございます。

本村におきましては、災害時に避難所として村民の皆さまの受入れが可能となるほとんどの公共施設を指定避難所としているところであり、先般、村民の皆さまに配布いたしました洪水ハザードマップを見ましても、水害時には中央地区の大半が浸水区域となることから、議員のご指摘のように、現在の指定避難所以外の避難所の開設につきましては、本村の状況では困難であると考えております。

こうした中、村といたしましては、現有の職員数で開設できる避難所には限度があると認識はしておりますけれども、国からの通知に基づき、収容人数、立地条件などさまざまな観点を考慮しつつ、中央地区、トマム地区も含めた全村域において避難所として活用することができる施設について、村有、民間を問わず検討し、こういった事態に備えてまいりたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 全村域で考えるというお話ですけれども、災害はいつ起こるか分からないわけですから、これは喫緊の問題でありまして、住民の安心、安全のためにも早急に対処しなければならぬ課題であると考えてます。

道の指針を見ますと、開設については可能な限り多くの避難所を開設する。それからもう一つ、親戚や知人宅、宿泊施設等への避難というのも入っています。例えば、トマムリゾート、トマムリゾートが被災をしたということも有り得ますけれども、ケースバイケースですけれども、トマムリゾートと災害時での連携を結ぶ、そんなことも選択肢の一つとしてあるのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員の言われるとおり、

村内にある施設を考えたときに、多くの方々を収容する施設があまりないということをごさいますして、先ほどお答えをさせていただきましたとおり、村有、あるいは民間を問わず、そういった方向の検討を進めなければならないだろうと思っているところをごさいます。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 次に、避難所の運営について伺います。一昨年、平成30年になりますけれども、千歳、本通、宮下行政区において合同の防災訓練を行っております。内容は避難所運営ゲーム、この頭文字を取ったHUG、ハグと言われるものの講習でありまして、避難所運営をどのように行うか学んだわけですが、この運営に感染症の対策を盛り込むということになりますと、その対策内容によっては、私は根本的に避難所運営のあり方を見直さなければならないと思っております。避難所においてどのように感染防止策を講じておられるのか。感染防止策を検討されておられるのか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 避難所運営に関わる感染防止ということをご質問でございます。避難所における感染症対策については、国からの通知では、手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底、こまめな清掃、消毒などによる衛生環境の確保、発熱、咳等の症状がある方の専用スペースの確保などが記載されております。この通知に基づく対応と合わせて、村といたしましては、避難所を開設する際はマスクの配布、着用をはじめ、受付窓口での飛沫感染防止対策、感染症対策のための物資の備蓄などに取り組み、今回提案させていただいております補正予算においても避難所に設置する空気清浄機、避難者のスペースを確保するためのパーテーション等を整備し、感染症の拡大防止対策を図りたいと考えております。

併せて、平時からの取組みとして、避難所の過密状態を防ぐための行動、マスク、消毒液、体温計などの感染防止のための物資の携行等が記載された、避難行動の判断に役立てていただくためのチラシを過日、行政区回覧により村民の皆さまに周知させていただいております。今後も、避難所での新型コロナウイルス等の感染症拡大防止のための情報発信を行いながら、村民の皆さまのご協力のもと、取組んでまいりたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 国、あるいは北海道が示している指針に沿って運営を行うということかと思いますが、これは一旦有事の際、実際に事が起こった場合ですけれども、実際に避難所運営を行う場合、私はぶっつけ本番では避難所、あるいは運営者側においても、かなりの混乱をきたすのではないかと危惧しております。

新聞報道によりますと、7月と言いますから来月ですけれども、市町村の職員を対象に感染症対策を取り入れた避難所の運営訓練、これを実施すると発表しています。ぜひ、この訓練には本村職員の方も参加をしていただいて、そしてそれを持ち帰って、早期に住民の皆さんを含め、災害に応じた避難所の開設、また、運営についてのシミュレーションを行う必要があると思っておりますが、村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 災害に対応する訓練ということをご質問かと思っております。本年5月、北海道が作成する北海道版避難所マニュアルが改訂されまして、厳冬期における避難所の運営や、避難所における感染症対策に係る記述が加えられました。これを受けて、本村においても、道のマニュアルを参考に村で起こり得る災害に備えた避難所運営に係るマニュアルの作成作業を現在、進めております。

また、9月下旬に開催を予定しております防災訓練において、職員による避難所の開設訓練も行いますので、国から出された新型コロナウイルス感染症対策に考慮した避難所開設、運営ガイドラインや避難所のレイアウトや発熱、咳等のある方や、濃厚接触者の専用スペースのレイアウトなどを参考に、感染症の拡大防止対策を施した避難所の開設を訓練してまいりたいと考えております。合わせて、職員につきましても、実際に起こりうる災害がこの9月を待てないという環境でありますので、そういった訓練に参加させてまいりたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） それでは最後の質問になります。昨年の9月の定例会におきまして受動喫煙防止、この観点から役場敷地内に設置されております喫煙所の撤去について質問させていただきました。ご答弁では、法律の枠内の措置であり、かつ庁舎内に一定数の喫煙者がいることから、当面継続するものの非喫煙者の健康も配慮しながら禁煙対策は進めるということでありました。

北海道においては、この6月から道庁敷地内を全面禁煙すると発表してございましたけれども、新型コロナウイルスの感染拡大により、三密はスピード感を持って回避するとの知事の英断で前倒しをして、4月24日午後9時をもって撤去しました。本村においても、イベントの中止や村民の皆さん方への自粛要請は今後もなんらかの形で継続されるだろうと思われまますので、感染症対策として三密の回避、この観点から行政自ら範を示す意味でも、喫煙所は撤去するべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員のご発言のとおり、北海道庁では感染防止対策として、喫煙所の窓を開けるなどの対策を講じましたが、喫煙所が

混み合う、外での喫煙者が増加するなど、その効果がないまま4月下旬に閉鎖されました。本村においては、感染防止対策として密を作らないための入場制限（3人程度）や共用部分の消毒などを実施し、一方で職員共済組合の禁煙サポート事業をはじめ、喫煙者の健康促進、生活習慣病の重症化予防及び受動喫煙の防止について啓発をしております。喫煙者にも一定の配慮をする中で、今すぐに喫煙所を廃止する考えはございませんが、コロナ禍において喫煙者が感染源となり得ることは十分に認識しておりますので、これらの取組みを継続してまいりたいと思います。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 撤去はしないという方針でありますけれども、一言付け加えさせていただきますと、今回、喫煙所の撤去につきましては私の意見でもありますし、また、役場に勤務されている方からのご意見も私宛てにいただいているということをご承知いただきたいと思っております。この感染症につきましては、医学的見地からも喫煙者や既往症を持つ方がより重篤化するという傾向にあると言われておりますので、撤去をされないということであれば、せめて終息するまで閉鎖してはいかがかと思いますが、もう一度伺いして私の質問を終わります。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほども申し上げましたけれども、この喫煙所が感染源となり得ることがないように、さまざまな取組みをしながら十分に注意をして設置を継続してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議

を開きます。一般質問を行います。

1番、大谷元江君。

**○1番（大谷元江君）** 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。質問1です。中学生の体験学習分散について質問させていただきます。現在、中学生、トナム学校では後期生と言いますが、2年次には広島平和体験学習を8月に行い、アスペン交換留学は10月に受入れをし、翌1月に派遣が行われております。3年次の修学旅行は4月末に行われていて、2年次から3年次にかけて1年以内に4つもの行事が組まれて日程的にかなり混みあっている感じがしております。

この平和学習、アスペン交換留学の実施当初は、選抜方式で体験学習、交換留学に行く中学生は限られておりました。しかし、現在は数年前から希望者全員が行くことができるようになっております。旅費等、固定した費用は積み立てが行われているというふうに伺っておりますが、8カ月内に4つもの行事が家庭というか2年次の生徒さんに集中するわけで、経済的にもかなり負担があるのではないかと感じております。村として、補助金等の提供をしていることから、学校とも相談しなくてはいけない事案ではありますけれども、体験学習を分散してはいかがかなと思ひまして、提案したいと思ひます。村長、及び教育長の考えを伺ひます。

例としまして、1年次に広島平和体験学習、2年次にアスペンの交換留学受入れ、派遣、3年次に修学旅行、こんなふうにしてはいかがかなと考えました。お伺ひします。

**○議長（相川繁治君）** 村長。

**○村長（田中正治君）** 大谷議員のご質問にお答えをいたします。広島平和体験学習は、戦争被災地への見学を行い、平和を考え、平和を求める心を育てると共に、その体験を地域に広めるため、占冠村教育を語る住民会議が事業を実

施し、村は平和の村宣言を具現化するために支援を続けています。議員のご提案の分散案については、生徒の負担を考慮した実施日程となるよう実施団体と協議をさせていただきたいと考えております。以下のアスペン交換留学、修学旅行等については、教育長からご答弁を申し上げたいと思ひます。以上です。

**○議長（相川繁治君）** 教育長。

**○教育長（藤本 武君）** ご質問にお答えさせていただきますと思ひます。今、村長からも答弁がございましたけれども、広島体験学習について、学校に打診してみたら、学校としては2年次を1年次にすることについて特段問題はないという話をされておりました。

2年生においては、アスペンの受入と派遣、何年前かちょっと忘れたんですけれども、派遣に関しては全額村が負担していたわけなんですけれども、本人負担もということで5万円を負担していただいて、残りの大体30万、旅費はその年で違うんですけれども、5万円の負担で行かせてもらっているという話です。

それと、修学旅行は3年次で行っているわけなんですけれども、例年4月に行っていたんですけど、今はちょっとそれを9月に延ばしてということで、実施をしていきたいと考えてございます。以上です。

**○議長（相川繁治君）** 1番、大谷元江君。

**○1番（大谷元江君）** 検討していただけるということで、保護者的にもいいなと思ひます。3年次の修学旅行は今回、特にコロナウイルスがあるということで9月に延期になるのかなと考えますけれども、これからのこともありますので、こういう提案を実施していただければと考えます。

2番目に、新型コロナウイルス感染症の関係で、今年は、広島平和体験学習は中止ということをお伺ひしております。アスペン留学も、アメリ

カの状態を見ていると厳しいのかなというふうに考えますけれども、今年度実施できなかった行事等に対して、今後はどのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 今年度実施できなかった分の対応ということでございます。広島平和記念式典は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催規模が縮小となり、本村として、これを受けて、今年度の派遣を断念する旨の通知があり、補助金の執行も中止しております。今後、感染症の終息により感染に関する安全が確認され、本事業が再開するようになれば、本村としても支援を継続してまいりたいと考えております。

また、今年度せつかくの機会を失った子どもたちの対応につきましては、本人あるいはご家族、学校を含めて、来年度にできるものなのか、それとも無理なのかを含めて協議をさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 今の村長の答弁は、平和体験学習のことに對してだと思ふんですけれども、アスペンの交換留学のほうはどのような考えをしているか伺います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 先ほど村長が答弁しましたけれども、今年度の広島体験学習は中止という方向で、これは決定しております。それと、アスペンの派遣と受入の関係なんですけれども、アスペン市とも連絡調整をしている中では、今年度、3月までについては中止しましょうと。代替案として、3年生になっちゃうんですけれども、4月受入、7月派遣、このことについてちょっと調整しましょうということで、だめともOKともまだ決まっていないんですけれども、今、アスペンと、うちだけではない

んで、そういう打診の検討をしております。

○議長（相川繁治君） 次に6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。まず、質問1ですけれども、コロナウイルス感染拡大に伴う黒毛和種生産農家の支援についてであります。1つ目、コロナ禍による枝肉価格の下落を受け、4月の和牛子牛価格の平均は、前年比21%安の約64万円に下落し、5月も価格下落が続いております。村内の生産農家の聞き取りでも、前年比2割から3割下落しているとのこと

です。国の持続化給付金の対象のようではありますが、その収入が5割以下にならなきゃならないという条件がありますので、条件を満たしていないので申請はできないということです。また、6月16日に可決されました国の第2次補正予算でも、これも条件付きではありますが、下落幅により、奨励金を交付するという内容が盛り込まれております。

コロナ感染の影響がどの程度で終息するのかわかるといえるのは現在進行形であるということなんですけれども、子牛の市場価格の下落が続けば、生産農家も非常に経済的に大変であると思いますので、今後、村独自の支援策の考えがあるのかどうか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 小林議員のご質問にお答えをいたします。黒毛和種の市場価格については、議員のおっしゃるとおり、前年と比して大きく下落をしています。占冠村関係で具体的に申し上げますと、前年対比4月21%、5月26%の減となっており、6月には20%減と若干回復は見られますが、繁殖農家への影響は大きいものがあると認識をしております。一方で、子牛の価格については、ここ数年高値で推移しておりましたが、昨年から徐々に下がってきて

いる状況が見られており、市場の価格は変動をしております。

現時点での独自支援としては、家畜振興資金償還計画の変更など、個別に対応をしているところであり、国の持続化給付金や二次補正で措置された優良肉用子牛生産推進緊急対策事業等、国の施策や市場の状況にも注視をして対応を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） ただ今、国の施策の関係で、私も最初に言いましたけれども、結構条件が厳しいという状況もあります。ただ今、村長から下落が続いているので、村としても今は具体的な制度と申しますか、施策は考えていないけれども、今後の状況を見て、なんらかの検討をするということによろしいでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） コロナウイルスに関わって事業所関係の支援も検討をしておりますけれども、農業者に至っても、そういった大きな被害が生じれば、村独自の支援策も検討しなければならないと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 今後の状況を見て、村独自の施策も検討するという回答でしたので、次の質問へ移りたいと思います。

ふるさと祭りが中止になりました。例年、祭り会場で販売していた黒毛和牛を、村民からも会場で買っていた黒毛和牛買えなくなるのかなというような声も聞いておりますので、従来、ふるさと祭りで買っていた焼き肉用の黒毛和牛を、村民が購入できるような状況になるのか、それについてのお考えについて伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ふるさと祭りにおける黒毛和牛の購入の件でございます。ふるさと祭り、私もぎりぎりまで実施をしたいということ

で粘っていたんですけれども、この時期に至って中止をせざるを得なかったということで、いろいろな対応が出てくるとは考えております。議員のご指摘のふるさと祭りの中止による祭り向けの肥育牛の取扱いにつきましては、実施団体であります占冠村肉牛振興会と打ち合わせを行っております。新型コロナウイルス感染症対策や、その他さまざまな想定をしながらも検討を行いまして、方向性として、村民への販売に向けて準備をすることとしております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） ただいまの答弁で、村民が買えるような形で進めたいという回答がありましたので、次の質問に移りたいと思います。

質問2になりますけれども、村道双珠別線の補修についてであります。実は私、昨年の6月の定例議会でも村道双珠別線についての修繕の関係について伺いました。同じ修繕なんですけれども、村道の状況が違いますので、2点に分けて伺いをします。

まず1点目ですけれども、村道双珠別線の起点から約3.1キロメートル付近に、中央線沿いに凍結による亀裂、それと側溝沿いに一部路面が歪んでいると申しますか、側溝のほうにちょっと斜めになっているというような状況があって、そこに細かなクラックが生じている場所が見受けられます。このまま放置すれば、亀裂が拡大し、車の安全走行に支障をきたす恐れがありますので、補修の予定について伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 村道補修に関わった件でございますけれども、ご指摘の双珠別線の損傷箇所は、議員がご指摘の箇所以外にも、数多く損傷箇所が点在しているところを確認しております。これまでも部分補修により通行に支障のないように対応しておりますけれども、現状



では走行に支障がないというところから、現在のところは補修の予定はありませんけれども、その他を含めて補修が必要な箇所については、逐時対応してまいりたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 今、亀裂部分については確認して補修したいという答弁でございました。次に、これも補修関係になると思うんですけども、1番目と状況が違いますので質問させていただきます。

村道双珠別線の起点から約2キロメートルのところに水道管を敷設した形跡があります。ちょうどこのところには、正確に何と言うのか分からないんですけども、よく水道管を敷設しているところに青色の標識がありますから、水道管が道路を横断しているところがございます。地域の人のお話では、毎年寒さが1番きつくなる1月から2月になると、地盤凍結の影響で、段差として10センチメートルくらい陥没し、その幅は1メートル近くにもなるそうです。村営バスの運転手に確認しても、この時期は陥没により危険な状態になるとのことです。

私自身も5月中に行ってみたんですけども、雪解け後の季節はフラットになっていて、10センチも下がった状況は見受けられないんです。私も実際に1月、2月に10センチ下がったというところを見ていないものですから、一度、1、2月の時に陥没した状況を確認して、その状況を見て、その段差解消の補修になるんでしょうかね、そういう部分を含めて検討してもらえるのか、伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員のご質問の箇所についても、確認をさせていただきましたけれども、ご指摘のように、道営の営農用水事業で、水道施設を整備した際に埋設した水道管で、埋設されてから24年が経過しております。現況、

舗装部分に多少の劣化はあるものの、通行に支障がないと判断をしております。しかし、段差の状況からしますと、舗装直下の路盤材の不足、あるいは路盤材の転圧不足が原因により、段差が生じるものと推測をしております。冬季間の状況が確認できていないことから、状況を確認した上で、補修内容を検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 実際に、1、2月にその状況を確認して補修するかどうかを検討するということでしたので、次へ行きます。

昨年の6月定例会でも質問しまして、双珠別線は村道認定になってから年数経っているのかなという気もするんですけども、結構、亀裂が走っている箇所が見受けられます。毎年危険な状況になる村道双珠別線について、補修計画を作って計画的に補修していくべきと考えますが、村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 補修計画についてでございます。双珠別線は舗装の延命を図る予防的な部分補修を行い、通行に支障のないようにしてきていただいております。道路の損傷状況について確認をしており、維持、補修と長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修、あるいは更新に取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 早速ですが、質問に入ります。教育長に伺います。学校休校に伴う授業遅れに対する今後の取組みというテーマで、事前に質問通告出しておりますけれども、既に今年度の取組み等については、村長、教育長から度々お聞きしていますので、今年度についてはほぼ軌道修正、計画変更、やることやらないことがほぼ見えているということなのでそちら

については取り下げます。

1点だけ伺ったのは、要するにこのコロナ禍の決して楽観できない、終息がどこなのかよく分からないんだと。インフルエンザのように一旦終息したように見えても、また再度出てくるかもしれない等の中で、恒久的にどういった取り組みが必要なのかというところで、幸いに先ほどからいろいろな議員の質問、また、答弁等の中でも、占冠村の強さ、有利な点、多々あると受け止めました。そういったものを生かして、占冠モデルとして、新たなものを計画的に構築する必要があるんだろうと。もちろんその気持ちもあるんでしょうけれども、具体的に、その取り組みについて進めていくお考えがあるかどうか、この点について教育長のお考えをお伺いできればと思います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。先ほど来申し上げてきたとおり、本村については、生徒数が少ないという特徴もあるんで、今後そういったときについては分散登校を占冠においてはやりやすい。しかしながら、うちの村だけで全部判断してやっていいと言ってくれるならいいけど、道がその町村の実情に合わせた中で、いろいろ検討を重ねて三密を避けてやってくださいという判断の下で、今言ったようなことを、うちの村としてできる範囲のことを今後ともやっていきたいというふうに考えています。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 次の質問にまいります。村内活性化に向けたイベントの実施というところで、具体的には、村長も先ほど断腸の思いで夏祭りを中止にしたんだよというようなお話があったかと思います。今後も、この後の紅葉祭り等についても決してやるんだというようなお話をいただけるような状況にはないのかなとい

うところで、そういったものを何もせず1年を過ごしてしまうと。いやいやコロナ大変だったね、大変だったねの1年にするんじゃないかと、やっぱりここで一つなんか村民を元気にさせるような、例えばの話ですけれども、よその自治体等でも実施されたかと思うんですけれども、花火等の、三密は避けるんですけども、せめて夏なり、秋なりの花火くらいは見せてあげるとか、そういった少し村民を元気にさせるイベントの計画等について、取り組まれるお考えがあるか伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員のご質問にお答えをいたします。地域の行事としてのお祭り等の開催制限につきましては、内閣官房から新型コロナウイルス感染症対策室より、段階的緩和について通知がなされております。その内容としては、特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものであって、できるだけ2メートルの間隔を取るなど必要な感染防止策を講じることを前提として緊急事態宣言が解除された5月25日から、6月28日までの期間は野外200人以下での開催とすることなどが定められています。

6月19日以降は、同様に特定地域からの来場であること、人数を管理できること、適切な距離や消毒など、必要な感染防止策を講じることで一般的な地域行事を開催することは可能ということにされています。来場者の地域の特定や人数管理の面からふるさと祭りなどの開催は困難でありましたけれども、議員の言われるとおり、各種イベントは村民の交流促進、地域の活力の源となるものでございますので、できる限り早期に再開したいと考えております。

その一方で、イベント会場などでクラスターが発生することも絶対に避けなければなりません。非常に悩ましい状況ではございますが、今

後におきましても感染症予防に関する専門的知見に基づく、国や道などから情報提供に基づいて必要な感染防止策を講じた上で、できるだけ早い段階で小規模なイベントから再開を目指していくとともに、三密を避けた新しい形式でのイベントについても村として検討進めたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 3番目の質問になります。占冠村総合グラウンドの今後の活用についてということで、占冠村総合グラウンドについては、現在消防の演習と、ドクターヘリの離発着場として利用されている現状にあるかと思えます。立地的に、国道沿いの非常に目につく、いわば、金山・富良野方面から、占冠に入って来られた方なんかでは、最初に市街地に入る前の非常に目立つ土地にあるという中で、今後あそこのグラウンドを、活用していくのか。また、その管理はどうやって実施していくのかというような点について、お考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員のご指摘の総合グラウンドにつきましては、野球やソフトボールなど球技を中心に利用されてまいりました。しかし、運動公園が完成して以降、球技は運動公園での活動へとシフトをし、現在はドクターヘリの離発着や消防訓練大会での利用がなされるのみとなっております。管理につきましても、極力経費を掛けないよう、草刈り程度の維持管理のみ行っております。

また、このグラウンドの敷地の大部分が河川用地でありまして、全面的再利用できる敷地となっていないというような問題もあります。これらを含めて今後の利用方法につきましては、消防も含め、関係者と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 従来の運動公園という、運動を目的としたグラウンドから、現在は消防の訓練及びドクターヘリの離発着に使われているのが主な土地となっております。用地としては河川用地が主な土地となっております。ということで今、検討をいろいろしている最中というところなんです。どちらにしろ、今の状態というのは非常にみすばらしいという言い方が良いのかどうか、私がそう感じているんだから、そう感じている方々、または外から来られる方も、ここなんだと、昔グラウンドだったのかなというようなぐらいの、時によっては水たまりになっているしと。

当然そこを整備するには、村長、今お話のように費用も掛かるし、限られた使用目的のところ、それほど費用もというところはあるでしょうけれども、しかしながらやはり、ああいった非常に目立つ場所、ロケーションから見ても、やっぱり最低限の訓練場及び、ドクターヘリの離発着場にしても、やはり当たり前に水たまりがあったり、草が生えていたりというところがありますので、限られた予算範囲内、今、消防等とも村長からお話ありましたけれども、ぜひそのへん、消防なら消防、それが今例えば教育委員会の管理が、総務に移りというようなこととなるのか、ならないのか分かりませんが、そういった消防職員の手も借りられるというような現状であればきちんと、そのへんははっきり明確にして、草刈りは手があるのであれば、もうきちんと定期的にやれよというような形でそこはやっぱりリーダーの、村長としての指導をぜひお願いしたいなと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） この施設に関わる管理の問題だと思います。先ほども申し上げましたけれども、使用頻度が限定をされているという状況の中で、なかなか大きな経費を掛けて整備

するというわけにもいかない。土地が村有地でもないということで、現状、先ほども言いましたけれども、草刈り程度の施設管理をさせていただいていると。

消防の皆さんにも、これらの施設利用をするための管理として、草刈りくらいは手伝ってほしいかというようなお話もさせていただいているところです。そんなことで、利用する目的に合わせて施設管理をしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） ほぼお話は分かったんですけども、要するに今後、使っているのが消防関係なんだから、消防関係者で整備させていくというふうには受け止めてよろしいでしょうか。考え方として。再度。違いますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 今言われたとおり、消防の皆さんには、草刈りはお願いしますねというようなお話はさせてもらっていますけど、施設を再利用、あるいは維持管理していく上で、あそこが必要なかどうかも含めて、検討しなきゃならないと思うんですね。

用地的に村の用地でないということもありますけど、畑利用がいいのか、あるいはそういったドクヘリ、あるいはそういった行事に使うための施設とするのか、目的によって管理の仕方も変わってきますけれども、現状で申し上げますと、草刈りで施設管理をさせていただいているということで、今後、あの施設をどういった方向にするのかということは村として検討しなければならない課題だと思っております。

○議長（相川繁治君） これで一般質問を終わります。

---

#### ◎日程第4 承認第1号から日程第13 承認第10号

○議長（相川繁治君） 日程第4、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件から日程第13、承認第10号、専決処分につき承認を求めることについての件までの10件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。承認第1号から承認第4号及び承認第10号については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案書1ページをお開きください。承認第1号、専決処分につき承認を求めることについてご説明を申し上げます。

専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

2ページをお願いいたします。本件は地方税法等の一部改正に伴いまして占冠村税条例の一部を改正するもので、経済社会の構造変化を踏まえた個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除を見直すものと、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に関し、必要な事項を申告させることができる制度の創設及び、固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大を行うほか、税負担軽減措置等の整理・合理化等を行うものでございます。施行期日は令和2年4月1日から施行することとさせていただきます。

続きまして議案書13ページをお開きください。承認第2号、専決処分につき承認を求めることについてご説明を申し上げます。

専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

14ページをお願いいたします。本件は地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、国民健康保険税の課税限度額の改正及び、軽減判定所得の見直しのため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、医療給付費分に係る課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金分に係る課税限度額を16万円から17万円に引き上げるものと、低所得者に係る軽減判定所得の見直しによりまして、国民健康保険税5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減基準につきまして引き上げることとするもので、5割軽減対象となる世帯の所得判定基準について、被保険者に乗ずる金額を28万円から28万5千円に、2割軽減対象となる世帯の所得判定基準については51万円から52万円に引き上げるものでございます。施行期日は令和2年4月1日からとしております。また、本条例は令和2年度以後の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については従前の例によることとしてございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。承認第3号、専決処分につき承認を求めることについてご説明を申し上げます。

専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要しましたので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては16ページになります。令和元年度占冠村一般会計補正予算第5号で、翌年度に繰り越して使用できる経費について補正するものでございます。本繰越明許費は1件で、道営草地畜産基盤整備事業1472万5千円を翌年に繰り越すものでございます。

続きまして議案書19ページをお願いいたします。承認第4号、専決処分につき承認を求める

ことについてご説明を申し上げます。

本件は緊急執行を要しましたので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

20ページをお願いいたします。内容につきましては令和元年度占冠村一般会計補正予算、第6号で歳入歳出それぞれ8700万円を減額し、歳入歳出の予算をそれぞれ28億7100万円とするものと、地方債の変更5件でございます。

29ページをお願いいたします。事項別明細書において歳入からご説明を申し上げます。1款、1項、村民税において1目、個人、現年課税分687万5千円、滞納繰越分で15万9千円の増額。2目、法人は、現年課税分5354万4千円、滞納繰越分で9千円の増額でございます。

1款、2項、固定資産税において、1目、固定資産税は現年課税分1669万6千円、滞納繰越分で68万6千円の増額。

1款、3項、軽自動車税において、1目、軽自動車税は現年課税分11万5千円、滞納繰越分で2万6千円の増額。2目、環境性能割は現年課税分5万7千円の減額です。

30ページをお願いいたします。1款、4項、村たばこ税において、1目、村たばこ税は現年課税分27万2千円の増額でございます。

31ページになります。2款、1項、地方揮発油譲与税において1目、地方揮発油譲与税は96万8千円の減額。

2款、2項、自動車重量譲与税において1目、自動車重量譲与税は141万9千円の増額。

2款、3項、森林環境譲与税において1目、森林環境譲与税は1千円の増額です。

2款、4項、地方道路譲与税において1目、地方道路譲与税は1千円の増額です。

32ページをお願いいたします。3款、1項、利子割交付金において1目、利子割交付金は9

万9千円の減額。

33ページです。4款、1項、配当割交付金において1目、配当割交付金は3万1千円の増額。

34ページをお願いいたします。5款、1項、株式等譲渡所得割交付金において1目、株式等譲渡所得割交付金は1万6千円の増額です。

35ページです。6款、1項、地方消費税交付金において1目、地方消費税交付金は30万2千円の減額です。

36ページをお願いいたします。7款、1項、環境性能割交付金において1目、環境性能割交付金は146万2千円の減額。

37ページです。8款、1項、自動車取得税交付金において1目、自動車取得税交付金は110万1千円の増額です。

38ページをお願いいたします。9款、1項、地方特例交付金において1目、地方特例交付金は199万8千円の増額。

39ページです。10款、1項、地方交付税において1目、地方交付税は589万円の減額でございます。

40ページをお願いいたします。11款、1項、交通安全対策特別交付金において1目、交通安全対策特別交付金は1千円の減額です。

41ページです。12款、2項、分担金において1目、農林業費分担金は道営草地畜産基盤整備事業受益者分担金2万6千円の増額。

42ページをお願いいたします。13款、1項、使用料において1目、総務使用料は住民センター使用料1千円の減額、占冠地域交流館使用料4千円の増額、地域情報通信基盤施設使用料100万9千円の増額です。2目、民生使用料は保育料64万6千円の減額。3目、衛生使用料は火葬場使用料9千円の減額、墓地使用料1万6千円の減額、汚泥再生処理センター残さ受入使用料9万7千円の減額です。5目、農林業使用料は有害獣処理加工施設使用料21万8千円の増額。

7目、土木使用料は村営住宅使用料147万8千円の増額です。

13款、2項、手数料において1目、総務手数料は臨時運行許可申請手数料1万6千円の増額、諸証明手数料4千円の減額です。2目、衛生手数料は一般廃棄物処理業許可申請手数料9千円、犬の登録手数料3千円の増額です。

43ページです。14款、1項、国庫負担金において1目、民生費国庫負担金は未熟児養育医療費国庫負担金2万4千円の減額、障害者自立支援給付費国庫負担金86万4千円の増額、障害者医療費国庫負担金109万6千円の増額です。児童手当国庫負担金105万7千円の減額、障害児入所給付費等国庫負担金27万4千円の増額。

14款、2項、国庫補助金において1目、総務費国庫補助金は社会保障・税番号制度システム整備費補助金18万7千円の減額、地方創生推進交付金13万4千円の減額。2目、民生費国庫補助金は市町村地域生活支援事業費国庫補助金2万8千円の増額、障害者総合支援事業費国庫補助金1千円の増額です。子ども・子育て支援体制整備総合推進事業補助金8万5千円の増額、子どものための施設等利用給付交付金2万1千円の増額。7目、商工費国庫補助金はプレミアム付商品券事業費補助金168万9千円の減額です。

44ページをお願いいたします。14款、3項、委託金において1目、総務費委託金は外国人登録事務委託金43万5千円の増額。2目、民生費委託金は国民年金事務委託金1万6千円の減額です。

45ページです。15款、1項、道負担金において1目、民生費道負担金は未熟児養育医療費道負担金6万5千円の減額、障害者自立支援給付費道負担金44万9千円の増額、障害者医療費道負担金69万5千円の増額、低所得者保険料軽減負担金4千円の減額です。児童手当道負担金19万4千円の減額、障害児入所給付費等道費負担

金12万8千円の増額、子ども・子育て支援道費負担金43万3千円の減額です。

15款、2項、道補助金において1目、総務費道補助金は地域づくり総合交付金500万円の減額、市町村生活バス路線運行費道補助金1万円の減額。2目、民生費道補助金は介護サービス利用者負担軽減事業道補助金5万2千円の減額、市町村地域生活支援事業費道補助金1万4千円の増額、子育てのための施設等利用給付費道補助金1万3千円の増額でございます。3目、衛生費道補助金は重度心身障害者医療給付事業道補助金15万6千円の減額、子育て支援医療助成事業費道補助金55万6千円の減額。4目、農林業費道補助金は農業委員会活動促進事業道補助金33万4千円の増額、小規模治山事業道補助金1万6千円の増額です。6目、教育費道補助金は学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金47万8千円の増額です。

46ページをお願いいたします。15款、3項、委託金において1目、総務費委託金は道民税徴収取扱費交付金18万9千円の増額、工業統計調査委託金2千円の増額、令和2年国勢調査調査区設定委託金1万3千円の減額、2020年農林業センサス委託金4万8千円の減額です。2目、農林業費委託金は家畜伝染病予防手数料徴収事務委託金2千円の増額です。

47ページです。16款、1項、財産運用収入において1目、財産貸付収入は村有地等貸付料135万円、職員住宅貸付料13万円の増額、教員住宅貸付料2万9千円の減額、村有住宅貸付料9万8千円、民間賃貸共同住宅等貸付料等132万4千円、浄化槽貸付料16万9千円の増額、地域振興住宅貸付料117万4千円、地域振興住宅（楓A）共益費14万3千円の減額、村営住宅等給湯器貸付料18万7千円の増額。村有住宅貸付料滞納繰越分12万円の増額、地域振興住宅貸付料滞納繰越分1万7千円の減額、地域振興住宅（楓A）

共益費滞納繰越分2万2千円の増額。2目、利子及び配当金は財政調整基金利子1万2千円の減額、福祉基金利子5千円、株式等配当金4千円の増額です。

16款、2項、財産売払収入において1目、不動産売払収入は土地建物売払収入1千円の減額です。間伐材売払収入340万円の減額、道路支障木売払収入2万円の増額、生産物売払収入は木炭売払収入11万3千円の減額です。

48ページをお願いいたします。17款、1項、寄附金において3目、ふるさと寄附金は3万円の増額。6目、林業振興事業寄附金は100万円の増額です。

49ページです。18款、1項、繰入金において1目、財政調整基金繰入金は2128万2千円の減額。5目、福祉基金繰入金は3600万円の減額。6目、環境保全と観光振興基金繰入金は1200万円の減額です。8目、減債基金繰入金は8000万円の減額。10目、村営住宅基金繰入金は470万円の減額です。

50ページをお願いいたします。20款、1項、延滞金、加算金及び過料において延滞金は6千円の減額です。

20款、3項、貸付金元利収入において3目、特殊林産物振興資金貸付金収入は9万円の増額。7目、奨学資金貸付金収入は206万4千円の増額、奨学資金貸付金収入滞納繰越分52万4千円の増額です。8目、農業振興資金貸付金収入は62万円の減額。

20款、4項、受託事業収入において1目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入は32万円の減額です。

51ページです。20款、5項において1目、雑入は、老人クラブ連合会等運転業務負担金3万4千円の減額、子育て応援事業利用料18万2千円、地域交流館電気料2万4千円の増額。JR占冠駅乗車券類販売手数料6千円、村広報郵送

料1千円の減額、重度心身障害者等医療給付費戻入71万8千円、入猟承認料48万円、市町村振興協会市町村交付金18万5千円の増額、旭川信用金庫占冠出張所電気料8万8千円、いきいきふるさと推進事業21万円、長寿健康増進事業費補助金26万4千円の減額です。赤岩環境整備協力募金4万4千円の増額、市町村振興協会市町村交付金（総務分）で150万円の減額。3目、旅客自動車運送事業収入は富良野線旅客運賃258万1千円、トマム線旅客運賃12万5千円の減額です。

52ページをお願いいたします。21款、1項、村債において1目、総務債は過疎対策事業債（過疎地域自立促進特別事業分）70万円の減額、避難所情報通信設備整備事業債10万円の減額です。2目、民生債は占冠保育所新設工事事業10万円の減額。4目、農林業債は上トマム地区小規模治山事業90万円の減額。6目、土木債は村道トマム南1線改良舗装工事100万円の減額でございます。

53ページをお願いいたします。歳出についてご説明を申し上げます。2款、1項、総務管理費において1目、一般管理費は社会保険料等393万9千円、特別旅費51万8千円、給与システム会計年度対応改修費31万9千円、新地方公会計財務書類作成支援業務421万3千円、町村非常勤公務災害補償組合負担金1万円、富良野広域連合負担金289万円の減額です。2目、文書広報費は通信運搬費40万円の減額。3目、会計管理費は財源振替でございます。4目、財産管理費は用地測量等業務委託料40万円の減額。5目、総合センター管理費は総合センター改修事業設計委託業務159万5千円の減額。7目、企画費は通信運搬費65万6千円、顧問弁護士委託料64万8千円の減額。環境保全と観光振興基金積立金4万4千円の増額でございます。10目、旅客自動車運送事業費は消耗品費30万円、燃料費22万2

千円の減額、11目、諸費は防災訓練講師謝礼43万円、大型車庫屋根雪下ろし委託料20万円、高校通学者補助金53万6千円の減額です。12目、地域交通運送費は予約型乗合交通委託料135万3千円の減額でございます。

54ページをお願いいたします。2款、2項、徴税费において2目、賦課徴収費は過誤納還付金40万円の減額。

2款、3項、戸籍住民基本台帳費において1目、戸籍住民基本台帳費は総合行政システム使用料48万円の減額。

2款、5項、統計調査費において1目、統計調査費は財源振替でございます。

55ページです。3款、1項、社会福祉費において1目、社会福祉総務費は介護職員初任者研修受講支援事業補助金19万1千円、障害者通所交通費補助金18万円、成年後見制度利用支援事業助成金75万2千円、障害者医療費229万円の減額。福祉基金積立金3万円の増額です。2目、老人福祉費は在宅福祉推進事業委託料103万円、介護保険会計繰出金250万円の減額です。3目、国民年金費は財源振替でございます。

3款、2項、児童福祉費において1目、児童福祉総務費は臨時雇上賃金58万7千円、児童手当144万5千円の減額。2目、保育所費は臨時雇上賃金86万8千円、トマム保育所嘱託保育士賃金8万円、嘱託保育士賃金105万3千円、勤労福祉会館解体工事192万3千円、占冠保育所新築工事29万2千円、占冠保育所建設備品購入費53万1千円の減額です。

56ページをお願いいたします。4款、1項、保健衛生費において1目、保健衛生費は診療所会計繰出金780万円の減額。2目、予防費、3目、環境衛生費、4目、医療費及び5目、後期高齢者医療費は財源振替でございます。

4款、2項、清掃費において2目、じん芥処理費は消耗品費65万1千円、自動車等借上料29



万2千円、駐車料金等2万4千円の減額です。

57ページです。6款、1項、農業費において2目、農業振興費は農業振興基金積立金62万円の減額。3目、畜産業費は財源振替です。

6款、2項、林業費において1目、林業振興費は臨時雇上賃金33万1千円、普通旅費53万9千円、消耗品費51万円、燃料費20万円、保険料22万円、村有林整備重機賃借料38万9千円、村有林発生材運材車賃借料18万8千円、冬期村有林調査用スノーモービル賃借料13万2千円、小規模治山事業8万9千円の減額です。森林環境譲与税基金積立金1千円、林業振興基金積立金100万円の増額です。

58ページをお願いいたします。7款、1項、商工費において1目、商工振興費はトマム給油所指定管理料585万2千円、プレミアム付商品券事業委託料231万2千円、地域企業振興事業補助金211万7千円の減額。2目、観光費は財源振替でございます。

59ページです。8款、1項、道路橋梁費において1目、道路維持費は消耗品費57万円、燃料費224万1千円、修繕料156万3千円、支障木伐採委託料3万2千円、村道除雪委託料60万円、村道草刈委託料31万4千円、村道等管理委託料57万5千円、道路台帳整備委託料3万8千円、村道除排雪機械等借上料35万9千円、駐車料金等5万7千円、原材料費31万1千円の減額でございます。2目、道路新設改良費は財源振替です。

8款、3項、住宅費において1目、住宅管理費は燃料費101万7千円、光熱水費29万8千円、修繕料75万8千円、手数料71万6千円、債権回収委託料20万円、60ページをお願いいたします。その他使用料20万4千円の減額でございます。

8款、4項、都市計画費において2目、生活排水処理費は下水道会計繰出金310万円の増額です。

61ページです。10款、1項、教育総務費において2目、事務局費は消耗品費11万円、占冠・アスペン中学生短期交換留学事業補助金102万2千円の減額。3目、義務教育振興費は臨時雇上賃金18万2千円の減額。4目、育英事業費は消耗品費10万円、燃料費52万5千円、修繕料12万円、高校生通学バス運転業務委託料68万円、高校生クラブ活動下校バス運転委託料59万円、奨学金に関する弁護士委託料3万円、高等学校通学者補助金12万円の減額。奨学資金償還金積立金258万8千円の増額。自動車重量税8万2千円の減額です。

62ページをお願いいたします。10款、2項、小学校費において1目、学校管理費は消耗品費16万1千円、燃料費110万円、印刷製本費1万4千円、光熱水費77万6千円、修繕料2万9千円、通信運搬費10万円、手数料10万円、学校前除雪業務委託料10万円、学校用地内環境整備委託料5万円、体育館雪下ろし業務委託料10万5千円の減額です。

10款、3項、中学校費において1目、学校管理費は消耗品費19万5千円、燃料費21万円、光熱水費61万円の減額。2目、教育振興費はパソコン借上料17万5千円の減額です。

63ページです。10款、4項、社会教育費において1目、社会教育総務費は社会教育地域活動輸送業務委託料8万円の減額。2目、公民館費は食糧費3万円、印刷製本費6万円、修繕料10万円、高速道路・駐車料金1万円、素材レンタル料20万円の減額です。3目、コミュニティプラザ管理費は燃料費21万円、光熱水費39万円、修繕料10万円の減額です。

10款、5項、保健体育費において1目、保健体育総務費はスキー場開設等賃金23万5千円、スキー場管理賃金110万4千円、パークゴルフ場整備雇い上げ賃金2万8千円、野外体育施設開設準備等賃金13万3千円、消耗品費16万円、燃

料費39万円、光熱水費36万円、修繕料67万5千円、64ページをお願いいたします。プールテント取付け・撤去委託料13万円、保健体育地域活動輸送業務委託料27万円、自動車借上料4万円、重機借上料8万円、砂利等5万円、占冠ジュニア大会等補助金14万5千円、占冠村アスリート派遣補助金10万円の減額でございます。

65ページです。12款、1項、公債費において1目、元金は長期債年賦元金65万3千円の減額。2目、利子は一時借入金利子47万円、長期債年賦利子145万8千円の減額です。

66ページをお願いいたします。14款、1項、職員費において1目、職員費は一般職給料122万5千円、一般職職員手当等377万4千円、特別職共済組合分79万4千円、一般職共済組合分598万1千円、一般職退職手当組合分169万2千円の減額でございます。

戻りまして21ページから25ページになります。補正後の歳入歳出予算は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。26ページをお開きください。地方債の補正につきましては第2表のとおり、過疎対策事業債で過疎地域自立促進特別事業分ほか2件、緊急防災・減災事業債1件、緊急自然災害防止対策事業債1件の計5件を変更しようとするものでございます。

続きまして131ページをお願いいたします。承認第10号、専決処分につき承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件は緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらるものでございます。

132ページです。内容は令和2年度占冠村一般会計補正予算、第1号で歳入歳出それぞれ1億4110万円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ26億7110万円とするものでございます。

歳入からご説明を申し上げます。137ページを

お願いいたします。14款、2項、国庫補助金において2目、民生費国庫補助金は特別定額給付金事業国庫補助金で1億3780万円の増額です。

138ページをお願いいたします。19款、1項、繰越金において1目、繰越金は前年度繰越金330万円の増額です。

次に歳出についてご説明を申し上げます。139ページです。3款、1項、社会福祉費において1目、社会福祉総務費は会計年度任用職員報酬160万円、時間外勤務手当等60万円、職員手当等20万円、共済費30万円、消耗品費80万円、印刷製本費30万円、通信運搬費30万円、手数料10万円、給付金受付システム管理保守委託料110万円、特別定額給付金支給事業システム委託料150万円、特別定額給付金支給事業事務支援業務委託料60万円、特別定額給付金事務機器リース料330万円、特別定額給付金1億2710万円の増額です。

140ページをお願いいたします。7款、1項、商工費において1目、商工振興費は占冠村新型コロナウイルス感染拡大防止協力金330万円の増額です。

戻りまして133ページから134ページでございます。補正後の歳入歳出予算は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（相川繁治君）** 承認第5号、承認第6号及び承認第9号については、住民課長、小尾雅彦君。

**○住民課長（小尾雅彦君）** 議案書67ページをお願いいたします。承認第5号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

68ページです。専決処分書、令和元年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第4号の専決処分内容です。今回、歳入歳出の総額か

らそれぞれ1050万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5060万円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。事項別明細にてご説明をいたします。

72ページをお願いいたします。歳入です。1款、1項、1目、一般被保険者国民健康保険税、医療給付費分現年課税分21万1千円の減額、後期高齢者支援金分現年課税分20万4千円の減額、介護納付金分現年課税分が16万2千円の減額です。医療給付費分滞納繰越分は29万8千円の増額、後期高齢者支援金分滞納繰越分は11万3千円の増額、介護納付金分滞納繰越分は3万2千円の増額です。

73ページです。4款、1項、1目、保険給付費等交付金、普通交付金は961万4千円の減額、同じく保険給付費等交付金、特別交付金は69万1千円の増額です。

74ページです。5款、1項、1目、一般会計繰入金、職員給与費等繰入金は33万5千円の減額、出産育児一時金繰入金は56万円の減額、その他一般会計繰入金は89万5千円の増額です。

75ページです。7款、2項、1目、特定健康診査等受託料6万1千円の減額です。

76ページから歳出となります。1款、1項、1目、一般管理費、一般職職員手当で5万3千円の減額、一般職の共済組合分で22万5千円の減額、一般職の退職手当組合分で6万円の減額です。2目、連合会負担金は国保連連携パソコン整備負担金6万5千円の減額、北海道クラウド運用負担金10万円の減額です。

77ページです。2款、1項、1目、一般被保険者療養給付費650万円の減額。2目、一般被保険者療養費4万9千円の減額。3目、審査支払手数料4万4千円の減額です。

2款、2項、1目、一般被保険者高額療養費

207万5千円の減額。2目、一般被保険者高額介護合算療養費7万5千円の減額です。

78ページをお願いします。2款、3項、1目、一般被保険者移送費1千円の減額です。

2款、4項、1目、出産育児一時金84万円の減額です。

2款、5項、1目、葬祭費は3万円の減額です。

79ページ、3款、1項、1目、一般被保険者医療給付費分4万8千円の減額です。2目、一般被保険者後期高齢者支援金等分6万4千円の減額です。3目、介護納付金分1万1千円の減額です。

80ページです。5款、2項、1目、保健事業費、講師謝礼2万5千円減額、インフルエンザ・がん検診等委託料23万5千円の減額内容です。

続きまして81ページをお願いします。承認第6号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

82ページ、専決処分書、令和元年度村立診療所特別会計補正予算、第5号となります。今回、歳入歳出それぞれ910万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8010万円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

以下、事項別明細にてご説明いたします。86ページをお願いいたします。歳入です。1款、1項、1目、占冠診療所診療報酬収入、国民健康保険診療報酬収入現年度分100万4千円の減額です。社会保険診療報酬収入現年度分45万9千円の減額、後期高齢者診療報酬収入現年度分

で15万2千円の減額、一部負担金収入現年度分で85万2千円の減額、その他診療報酬収入現年度分で8万7千円の増額です。2目、トマム診療所診療報酬収入、国民健康保険診療報酬収入現年度分で45万円の減額、社会保険診療報酬収入現年度分で8万円の減額、後期高齢者診療報酬収入現年度分で109万円の減額です。一部負担金収入現年度分で18万9千円の減額です。その他診療報酬収入現年度分で13万2千円の増額です。

1款、2項、1目、占冠診療所諸検査収入、健康診断・予防接種で106万5千円の増額。2目、トマム診療所諸検査収入、健康診断・予防接種で33万1千円の増額です。

87ページをお願いいたします。2款、1項、1目、占冠診療所手数料、各種診断書料で3万8千円の増額。2目、トマム診療所手数料、各種診断書料で8万7千円の増額です。

88ページをお願いいたします。3款、1項、1目、衛生費道補助金、へき地診療所運営費補助金123万9千円の増額です。

89ページです。4款、1項、1目、一般会計繰入金780万円の減額です。

90ページです。6款、1項、雑入は3千円の減額です。

91ページから歳出です。1款、1項、1目、一般管理費、社会保険料・労働保険料で90万円の減額、共済組合分で13万円の減額、臨時雇上賃金で40万円、医師等で40万円の減額です。医師派遣謝礼につきましては140万円の減額、特別旅費6万円の減額、その他21万円の減額、道補助金返還金で51万円の減額です。2目、占冠診療所管理費は財源振替となります。3目、トマム診療所管理費、医師送迎委託業務3万円、除排雪業務委託料17万円の減額です。

92ページをお願いします。2款、1項、1目、占冠診療所医療用機械器具費、2目、トマム診

療所医療用機械器具費は財源振替です。5目、占冠診療所医療品衛生材料費、消耗品費で299万円の減額。6目、トマム診療所衣料品衛生材料費は消耗品費で190万円の減額です。

続きまして121ページをお願いいたします。承認第9号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

122ページです。令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算、第2号の内容です。今回、歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1770万円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

以下、事項別明細にて歳入からご説明いたします。126ページです。1款、1項、1目、特別徴収保険料現年度分で5万円の増額。2目、普通徴収保険料現年度分で5万円の増額です。

127ページです。3款、1項、1目、事務費繰入金20万円の減額です。3目、その他一般会計繰入金は20万円の減額です。

128ページ、歳出でございます。1款、1項、1目、一般管理費、消耗品費1万円の減額、その他使用料及び借上料19万円の減額です。

129ページです。2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金、保険料等負担金10万円の減額です。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（相川繁治君） 承認第7号については、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書93ページをお願いいたします。承認第7号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別

紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

議案書94ページをお願いいたします。令和元年度公共下水道事業特別会計補正予算、第3号についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ320万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億340万円とするものでございます。

議案書99ページをお願いいたします。歳入よりご説明いたします。2款、1項、1目、下水道事業、1節、現年度分、下水道使用料40万円の減額。2節、滞納繰越分3万6千円の増額。2目、浄化槽事業、1節、現年度分、一般用3万7千円の減額、2節、滞納繰越分1千円の減額でございます。

100ページになります。4款、1項、1目、下水道事業、1節、一般会計繰入金102万5千円の減額。2目、浄化槽事業、1節、一般会計繰入金412万5千円の増額でございます。

101ページです。5款、1項、1目、下水道事業、1節、繰越金、前年度繰越金24万8千円の増額。2目、浄化槽事業、1節、繰越金、前年度繰越金1万4千円の増額でございます。

102ページです。6款、1項、1目、下水道事業は1節、雑入で14万1千円の増額。2目、浄化槽事業、1節、雑入1千円の減額でございます。

103ページになります。7款、1項、2目、浄化槽事業、2節、下水道事業債630万円の減額でございます。

104ページをお願いいたします。歳出のご説明をいたします。1款、1項、1目、下水道費、3節、職員手当等一般職4万3千円の減額、4節、共済費、一般職共済組合分30万9千円の減額、9節、旅費、普通旅費で7千円の減額、11節、需用費、消耗品費で2万4千円、燃料費3

万7千円、印刷製本費5千円の減額でございます。12節、役務費、手数料で1万8千円の減額、14節、使用料及び賃借料、駐車代及び高速道路使用料1万9千円の減額、23節、償還金、利子及び割引料、過誤納還付金1千円の減額、27節、公課費、消費税等確定申告納付金27万2千円の減額でございます。2目、浄化槽費、9節、旅費、普通旅費で1万3千円の減額、11節、需用費、消耗品費で5千円の減額、12節、役務費、手数料1万9千円の減額、14節、使用料及び賃借料、駐車代及び高速道路使用料2千円の減額、19節、負担金、補助及び交付金、個別排水処理施設担当者会議5千円の減額、23節、償還金、利子及び割引料、過誤納還付金で1千円の減額でございます。

105ページをお願いいたします。2款、1項、1目、下水道費、11節、需用費、消耗品費19万9千円、燃料費6万6千円の減額でございます。2目、浄化槽費、11節、需用費、消耗品費9千円、修繕料5万2千円の減額、12節、役務費、手数料5万9千円の減額、13節、委託料、浄化槽維持管理委託料7万6千円の減額、16節、原材料費、補修用砕石3万4千円の減額、18節、備品購入費、個別排水処理施設備品2万9千円の減額でございます。

106ページをお願いいたします。3款、1項、2目、浄化槽費、13節、委託料、個別排水処理施設実施設計委託業務16万円の減額、15節、工事請負費、個別排水処理施設設置工事173万6千円の減額でございます。

議案書戻っていただきまして95ページ、96ページになります。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。議案書97ページになります。第2表、地方債の補正、変更でございます。歳入予算に計上した村債と同額の限度額補正を行うものでございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 承認第8号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書107ページをお願いいたします。承認第8号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらるるものでございます。

108ページをお願いいたします。専決処分書、令和元年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第4号について内容の説明を申し上げます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ740万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億560万円とするものでございます。

以下、事項別明細書においてご説明いたします。112ページをお願いいたします。1款、1項、介護保険料において、1目、第1号被保険者介護保険料、現年度分で17万7千円の増額、滞納繰越分で5万9千円の増額。

113ページ、3款、2項、国庫補助金において、1目、調整交付金で211万4千円の減額。2目、地域支援事業交付金、現年度分介護予防事業19万9千円の増額。

114ページをお願いいたします。4款、1項、支払基金交付金において、1目、介護給付費交付金、現年度分で86万7千円の増額。

115ページでございます。5款、2項、道補助金、1目、地域支援事業交付金、現年度分で8万5千円の増額。

116ページをお願いいたします。7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金、現年度分で250万円の減額。

7款、2項、1目、占冠村介護保険給付費準備基金繰入金で420万円の減額。

117ページです。9款、3項、サービス収入、1目、介護給付費収入、居宅介護サービス計画

費収入で2万7千円の増額でございます。

続きまして歳出にまいります。118ページをお願いします。2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス等給付費で670万円の減額。2目、介護支援サービス等給付費で50万円の減額。3目、施設介護サービス等給付費は財源振替でございます。5目、住宅改修費は20万円の減額でございます。

119ページです。3款、1項、地域支援事業費、2目、一般介護予防事業費、3目、包括的支援事業費は財源振替でございます。

議案書109ページ、110ページにお戻り願います。補正後の額につきましては第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上で承認第8号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

ここで午後2時55分まで休憩いたします。

休憩 午後2時43分

再開 午後2時55分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑・答弁は要点を明確に、簡潔に発言してください。質疑はありませんか。

5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 2点質問させていただきます。53ページ、2款、1項、1目、13節の新地方公会計財務書類作成支援業務の421万3千円の減額理由を伺います。

もう1点、61ページ、10款、1項、2目、19節、占冠・アスペン中学生短期交換留学事業補助金の減額理由を伺います。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 議員のご質問にお答えいたします。53ページ、総務管理費の13節、

新地方公会計財務書類作成支援業務の減額理由でございます。当初予定をしておりました公会計の財務書類作成業務なんですけれども、理由がありまして発注の時期が若干遅れたものですから、発注ボリュームを少なくしまして当該年度に関する公会計の財務書類作成の委託に変更させていただいたために減額となっております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 教育次長、合田幸君。

○教育次長（合田幸君） 下川議員の質問にお答えします。61ページにあります事務局費負担金の占冠・アスペン中学生短期交換留学事業補助金の減額についてです。まず、内訳としまして、受け入れで7万2千円、派遣で95万円の減額を行っております。減額理由ですけれども、大きくは派遣に係る部分なんですけど、令和元年度は令和2年1月7日から中学生5名を派遣したわけですけれども、実際、中学校2年生は特別支援学級に通われている方を含めまして計6名おりました。当初計画におきまして、行かなかった方の分も計上している部分、引率人数が現行2名にコーリーさんを加えて3名で引率を行っているわけですけれども、1名についてはさらなる引率が必要であろうということで人数を増員した部分につきまして、結果として派遣を行わなかった。ご本人の希望によって派遣しなかったことから、今回大きな額の減額となったわけでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。  
1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 51ページ、20款、5項、雑入の3目、旅客自動車運送事業収入、1節と4節に関して大きな減額となっております。これは利用者の減だと思えますが、額が大きいので理由を伺います。

それと53ページ、2款、1項、総務管理費の7目、企画費、13節、委託料、顧問弁護士委託

料の64万8千円、顧問弁護士ですので定額の委託料になっているのかなと思いますけれども、この減額の理由を伺います。以上です。

○議長（相川繁治君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。51ページ、20款、5項、3目、旅客自動車運送事業収入、1節、富良野線旅客運賃、4節、トマム線旅客運賃の減額理由でございます。まず、1節のから申し上げますと、当初予算を計上した額が過去の実績から見てもちょっと見積もりの金額が大きかったという部分もあります。あと、全体的に元年度を通してですけれども利用者の減少、今年に入りまして新型コロナウイルスによる外出の自粛などがありまして、一般利用者の減少、高校生も休校になってございますので、そういったところで運賃が減少しているところでございます。

4節、トマム線旅客運賃につきましても、全体的な利用者の減少等で今回減額の補正を計上させていただいているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。議案書53ページ、企画費の顧問弁護士委託料ということでございます。顧問弁護士の委託料につきましては月額税別で2万5千円ということで、通常そのくらいでいきますと職員からの相談、問い合わせに答えるといった対応に留まるということで、事案が発生した場合には別途契約するという形になっております。昨年度につきましては幸いお願いする事案が少なかったということで減額させていただいたということでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。  
7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 3点ほどお伺いいたします。まず、歳入、29ページになりますけれども、1款、村税、1項、村民税、2目、法人、1節、現年課税分で補正前の金額よりも補正額が上回っておりますよね。なぜ上回るのか。また、なぜ当初で見込めなかったのか、このへんについてお伺いいたします。

次、47ページです。16款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入、2節、立木売払収入340万円の減額理由について伺います。

次に58ページです。7款、商工費、1目、商工振興費、13節、委託料でトマム給油所指定管理費585万2千円、この減額理由についてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 児玉議員のご質問にお答えいたします。議案書58ページ、商工振興費のトマム給油所指定管理料でございます。こちらは一定の利潤が上がった場合につきましては、返還金をいただくという形になっておりまして、指定管理料940万円をお支払いした中で、昨年は335万円の利用があったということで、335万円をお返しいただくというのが1点と、差入保証金ということで250万円、毎年度石油の会社に預託する必要があるんですね。その250万円が返ってきて、合計この金額が返って来たということになります。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 村税に関しましてお答えさせていただきます。法人税の法人税割の件でございます。法人が当初見込みよりも法人数も増えてございますが、法人税割につきましては予定申告、確定申告ということになりますので、業績が大きく左右してまいります。昨年度、ここ近年リゾート関連で業績が上向いて

おりまして、税収も大きくなってきているんですけれども、予算の策定段階ではあまり大きな変動、増額を見込むことはなかなかできないものですから、最低限の見込みで予算を組ませていただいております。結果、確定申告等で申告をされた額が大きかったということで、このようなことになってございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、根本治君。

○林業振興室長（根本 治君） 児玉議員の質問にお答えいたします。議案書47ページ、16款、2項、1目、2節、立木売払収入の関係でございます。平成30年度の計画に基づいて平成31年度に作業を実施しているということになります。この減額理由ですけれども、立木販売価格の減少、間伐材の現地の数量が思ったほど出てこなかったということも一つあります。それから、早くから中国向けの一般材のトドマツが、村有林材の中でも高値を張るんですが、例えば輸出の物品の包む梱包材というんですけれども、そういう一般材だとか、コンパネ、パレット材と言います。そういったものもかなり流通がストップしておりました。事業自体は村内の事業体には実施をしていただいて、売れるものを頑張って売った結果なんですけれども、事務の精度、現場の精度を含めてこの関係もあるのかなと思っております。ですので、そういったことも今後指導しながらやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。



お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第2号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第3号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第4号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第5号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第6号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第7号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第7号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第8号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第9号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第9号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第10号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第10号は原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎日程第14 報告第1号

○議長(相川繁治君) 日程第14、報告第1号、令和元年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算について報告を求めます。総務課長、多田淳史君。

○総務課長(多田淳史君) 議案書141ページをお願いいたします。報告第1号、令和元年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算についてご説明を申し上げます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算について次のように報告をいたします。

本件につきましては繰越明許費について全額を繰り越すことを報告するものでございます。令和元年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算書において内容のご説明を申し上げます。6款、1項、農業費、道営草地畜産基盤整備事業で事業費の全額1472万5千円を翌年に繰り越すもので、未収入特定財源は1462万5千円、一般財源は10万円でございます。以上、報告をさせていただきます。

○議長(相川繁治君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。以上で報告を終わります。

#### ◎日程第15 議案第1号から日程第26 議案第12号

○議長(相川繁治君) 日程第15、議案第1号、財産の取得についての件から日程第26、議案第12号、占冠村民間賃貸共同住宅等建設促進条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件、12件を一括議題とします。

議案第1号については、企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長(三浦康幸君) 議案書143ページをお願いいたします。議案第1号、財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、庁内ネットワークシステム。取得の方法、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業によるものでございます。取得金額は2013万円。取得先は札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長、棚野孝雄でございます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(相川繁治君) 議案第2号から議案第4号及び、議案第12号については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長(多田淳史君) それでは議案書145ページをお願いいたします。議案第2号、占冠村村長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本条例は地方自治法施行令等の一部を改

正する政令の公布に伴いまして普通地方公共団体の長などの賠償責任の一部の免責基準が定められたことから本条例を制定するものでございます。

内容につきましては、長や職員等の自治体に対する損害賠償責任のうち、一定額を超える部分を免責する旨を定めることを可能としまして、政令で定める基準を参酌して免責できる額を本条例で定めるものでございます。各号で定める額につきましては、政令で定める額と同額としてございます。施行期日は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとしてございます。

続きまして147ページをお願いいたします。議案第3号、占冠村監査委員条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本件は、地方自治法の一部改正に伴いまして、新設された条項が令和2年4月1日から施行され、同時に既存条項にずれが生じるため、条例が引用している当該改正箇所の法律の規定を変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。施行期日は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとしてございます。

続きまして149ページをお願いいたします。議案第4号、占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本件は、地方税法等の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、個人住民税等に係る特例措置を講じるもので、徴収猶予制度の特例、寄附金税額控除の特例、住宅借入金等特別控除の延長などにつきまして改正を行うものでございます。施行期日は公布の日から施行し、第2条にかかる規定につきましては令和3

年1月1日から施行することとしてございます。

続きまして165ページをお願いいたします。議案第12号、占冠村民間賃貸共同住宅等建設促進条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本条例は民間事業者からの賃貸住宅の建設要望が増加してきたため、建設のための面積要件、助成額の規定の緩和、細分化を行いまして住宅建設の促進と定住人口の増加を図るため、本条例を改正するものでございます。

内容につきましては、当初、3LDK相当の住戸形式のみの助成を行えることとなっておりましたが、1ルームから3LDKまでの4つの住戸形式に細分化しまして、助成限度額も各住戸形式に合わせて規定をしてございます。施行期日は公布の日から施行することとしてございます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○議長（相川繁治君）** 議案第5号から議案第7号及び議案第11号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

**○福祉子育て支援課長（木村恭美君）** 議案書151ページをお願いします。議案第5号、占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由の説明を申し上げます。本件は、「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」に沿って見直しが行われ、必要な対応として本年4月、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されました。これに伴い、条例の一部の改正を行うものであります。

改正内容は、第42条に所要の改正を行うものでございます。第42条には、特定地域型保育事業者は、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう連携施設を適切に確保しなければならない

いとしておりますが、今回の改正により、同条第4項第1号として、特定地域型保育の提供を終了した児童の受け皿の確保についてさまざまな対応策を活用して、引き続き、教育・保育の提供を受けることができる場合には、終了後の受入先確保のための連携施設の確保は不要とするものと、そのほか所要の改正を行うものでございます。施行期日は公布の日から施行するものでございます。

続きまして議案書153ページをお願いいたします。議案第6号、占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由の説明を申し上げます。本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行され、これにより本条例の一部の改正を行うものでございます。

改正内容は、第6条及び第37条に所要の改正を行うものでございます。第6条第4項第1号は、家庭的保育事業者等がさまざまな対応策を活用して引き続き、教育・保育の提供を受けることができる場合には、終了後の受入先確保のため、連携施設の確保は不要とするものと所要の改正でございます。第37条は、居宅訪問型保育事業者の保育提供について、第4項に保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅型保育の実施が可能である旨を明確にするものでございます。施行期日は公布の日から施行するものでございます。

続きまして155ページをお願いいたします。議案第7号、占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由の説明を申し上げます。本件は、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡大を図るため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、中核市の長も放課後児童支

援員認定資格研修を実施できるものとされたため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、第9条第3項中「都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加えるものでございます。施行期日は公布の日から施行するものでございます。

続きまして163ページをお願いいたします。議案第11号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由の説明を申し上げます。本件は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律による介護保険法の改正により、法第124条の2が新設され、市町村が所得の少ない第1号被保険者の保険料を減額した場合に減額した額の総額を一般会計から特別会計に繰り入れる仕組みが創設されました。この保険料の減額化については令和元年10月の消費税率10%への引き上げに伴い実施することとされていたところ、令和元年度においては完全実施までの二分の一の減額幅の基準を定めており、本村におきましても令和元年6月定例会で条例改正を行っております。今般、令和2年度から消費税率10%引き上げの満年度化に伴い、保険料軽減を完全実施することになるため、当該減額に係る基準を定めるものでございます。

改正内容は、本条例第2条第2項から第4項において定める保険料を次のように改め、併せて平成32年度を令和2年度に改めるものでございます。第1段階におきまして年額2万1100円を1万6900円に、第2段におきまして3万5200円を2万8200円に、第3段階におきまして4万800円を3万9400円にするものでございます。施行期日は公布の日から施行するもので、経過措置として、改正後の占冠村介護保険料条例第2条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例によるものでございます。以上、ご

提案申し上げますのでご審議くださいますよう  
よろしく願い申し上げます。

○議長（相川繁治君） 議案第8号から議案第  
10号については、住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 議案書157ページを  
お願いいたします。議案第8号、占冠村保健事  
業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を  
制定することについて提案理由のご説明を申し  
上げます。令和元年10月の料金改正に伴いまし  
て受診料を改め、併せて乳がん超音波検査を新  
たに追加するものでございます。

内容につきましては、本条例第2条に規定す  
る検診受診料を次のとおり改め、乳がん超音波  
検査料を追加するものでございます。前立腺が  
ん検診受診料2千円を2100円に改め、ピロリ菌  
検査（20歳以上）受診料、従前は2400円から新  
たに2460円にしようとするもの、3点目は乳が  
ん超音波検査（集団）の検査項目を、受診料を  
5360円とするもの、乳がん超音波検査（個人）  
の項目を追加して受診料を4710円にしようとする  
ものでございます。施行期日につきましては  
公布の日から施行し、令和2年4月1日からの  
適用といたします。

続きまして159ページをお願いいたします。議  
案第9号、占冠村国民健康保険条例の一部を改  
正する条例を制定することについて提案理由の  
ご説明をいたします。新型コロナウイルス感染症  
に感染したこと、または感染が疑われる症状  
が現れたことにより療養し、労務に服すること  
ができない被保険者で、給与の支払いを受けて  
いるものに対して、一定期間に限り、傷病手当  
金を支給するため改正するものでございます。

内容につきましては、傷病手当金の額は、1  
日につき傷病手当金の支給を始める日の属する  
月以前の直近の継続した3カ月間の給与等の収  
入の額の合計額を就労日数で除して得た金額の  
3分の2に相当する金額といたします。施行期

日は公布の日から施行し、改正後の附則第2号  
から第7号までの規定は、傷病手当金の支給を  
始める日が令和2年1月1日から規則で定める  
までの間に属する場合に適用することといたし  
ます。

続きまして議案書161ページをお願いいたしま  
す。議案第10号、占冠村後期高齢者医療に関す  
る条例の一部を改正する条例を制定することに  
ついて提案理由のご説明をいたします。提案理  
由は先ほどの理由と同じでございまして、新型  
コロナウイルス感染症に感染した場合というこ  
との内容でございます。後期高齢者医療に関す  
る条例の改正につきましては、内容は先ほどと  
同様なんです、予算措置、補正は計上してお  
りません。あくまで村としては傷病手当金の経  
費の受付事務を担当するものでございまして、  
経費につきましては北海道後期高齢者医療広域  
連合において予算化するとされております。施  
行期日ですが、この条例は公布の日からの施行  
ということでございます。以上で提案理由のご  
説明を終わります。よろしくご審議のほど願  
いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明  
を終わります。

---

## ◎日程第27 議案第13号から日程第29 議案第 15号

○議長（相川繁治君） 日程第27、議案第13号、  
令和2年度占冠村一般会計補正予算、第2号の  
件から、日程第29、議案第15号、令和2年度占  
冠村介護保険特別会計補正予算、第1号までの  
件、3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第13号につ  
いては、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 議案書167ページを  
お願いいたします。議案第13号、令和2年度占  
冠村一般会計補正予算、第2号についてご説明

を申し上げます。令和2年度占冠村一般会計補正予算、第2号は、歳入歳出それぞれ6950万円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ27億4060万円とするものでございます。

以下、歳入からご説明を申し上げます。172ページをお開きください。14款、1項、国庫負担金において1目、民生費国庫負担金は子育て世帯臨時特別給付金国庫負担金110万円の増額。

14款、2項、国庫補助金において1目、総務費国庫補助金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2258万4千円の増額。2目、民生費国庫補助金は子ども・子育て支援事業費補助金25万8千円の増額です。

173ページをお願いいたします。15款、2項、道補助金において4目、農林業費道補助金は経営所得安定対策直接支払推進事業費道補助金6万4千円の増額。5目、商工費道補助金、外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業道補助金2千万円の増額です。

174ページをお願いします。18款、1項、繰入金において3目、奨学資金繰入金は30万円の増額です。

175ページです。19款、1項、繰越金において1目、繰越金は前年度繰越金496万2千円の増額です。

176ページをお願いいたします。20款、3項、貸付金元利収入において4目、中小企業振興資金貸付金収入は2千万円の増額。8目、農業振興資金貸付金収入は23万2千円の増額でございます。

177ページです。歳出についてご説明を申し上げます。2款、1項、総務管理費におきまして4目、財産管理費は消耗品費70万円、地域交流館AEDリース料7万5千円、公共的空間安全・安心確保事業備品購入費336万4千円、財政調整基金積立金1600万円の増額です。5目、総合センター管理費は修繕料20万6千円、AEDリース料15

万1千円の増額。6目、コミュニティセンター管理費は修繕料51万1千円の増額です。11目、諸費は避難所発電機維持管理委託業務13万円、防災活動支援事業備品購入費80万円の増額でございます。

178ページをお願いいたします。3款、1項、社会福祉費において2目、老人福祉費は介護保険会計繰出金580万円の減額です。

3款、2項、児童福祉費において1目、児童福祉総務費は子育て包括会計年度任用職員報酬32万8千円の減額、福祉子育て支援課会計年度任用職員報酬323万8千円、職員手当等43万5千円の増額。消耗品費5万5千円、児童手当システム改修委託料38万7千円、子育て世代包括支援センター準備事務委託32万8千円、子育て世帯臨時特別給付金110万円の増額です。2目、保育所費はAEDリース料12万1千円の増額です。

179ページです。4款、1項、保健衛生費において2目、予防費は会計年度任用職員報酬408万8千円、職員手当等54万9千円の増額です。

4款、2項、清掃費において2目、じん芥処理費は一般廃棄物収集運搬業務委託料100万円の増額です。

180ページをお願いいたします。5款、1項、労働諸費において1目、労働諸費は勤労者生活資金貸付利子補給10万9千円、勤労者生活資金貸付預託金400万円の増額でございます。

181ページです。6款、1項、農業費において2目、農業振興費は農業振興・新規就農等支援対策補助金11万円、農業振興基金積立金23万3千円の増額です。6目、交流促進施設運営費は修繕料13万4千円の増額です。

182ページです。7款、1項、商工費において1目、商工振興費は外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業補助金2千万円、金利、保証料など金融面での支援事業補助金150万円、占冠浦事業継続支援金1400万円、占冠村事

業者感染防止対策支援金550万円、プレミアム付商品券事業補助金返還金35万7千円の増額でございます。

183ページです。10款、1項、教育総務費において2目、事務局費は会計年度任用職員報酬338万9千円、会計年度任用職員職員手当等43万5千円の減額、その他報償費15万2千円、通信運搬費6万5千円の増額です。3目、義務教育振興費は会計年度任用職員報酬122万1千円の減額、費用弁償15万8千円の増額です。4目、育英事業費は保険料1万2千円、奨学資金貸付金30万円の増額。

10款、2項、小学校費において1目、学校管理費は燃料費47万8千円の減額、教員用パソコンリース料55万2千円の増額です。

184ページをお願いいたします。10款、3項、中学校費において1目、学校管理費は貯水槽清掃委託料5万円の増額、教員用パソコンリース料58万1千円の増額です。

10款、4項、社会教育費において1目、社会教育総務費は占冠村文化活動派遣事業補助金10万円の増額でございます。

戻りまして168ページから169ページになります。補正後の歳入歳出予算は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第14号については、住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 議案書の185ページをお願いいたします。議案第14号、令和2年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号の提案理由のご説明をいたします。今回、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6030万円にするものです。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は第1表、歳入歳

出予算補正によります。

歳入から説明をさせていただきます。189ページをお願いいたします。4款、1項、1目、保険給付費等交付金、特別交付金で20万円の増額です。

190ページ歳出です。2款、6項、1目、傷病手当金、新型コロナウイルス感染症傷病手当金としまして20万円の増額です。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第15号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書の191ページをお願いいたします。議案第15号、令和2年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1号について説明申し上げます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ580万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1120万円とするものでございます。

以下、事項別明細書においてご説明いたします。194ページをお願いいたします。歳入について説明いたします。7款、1項、一般会計繰入金において2目、地域支援事業繰入金で42万7千円の減額。4目、その他一般会計繰入金、1節、事務費繰入金で8千円の増額。2節、職員給与費等繰入金で538万1千円の減額でございます。

続きまして歳出にまいります。195ページをお願いいたします。1款、1項、総務管理費において1目、一般管理費、2節、給料、一般職で241万6千円の減額。3節、職員手当等、一般職で127万3千円、4節、共済費、一般職共済組合分で91万7千円、一般職福祉協会分で3千円、一般職退職手当分で47万2千円の減額。10節、需用費、消耗品費で4千円、18節、負担金、補助及び交付金で保険者ネットワーク負担金4千円の増額でございます。

196ページをお願いいたします。3款、1項、

地域支援事業費において3目、包括的支援事業費、1節、報酬、会計年度任用職員（保健師）で301万4千円の減額、2節、給料、一般職で173万8千円の増額、3節、職員手当等一般職92万1千円の増額、会計年度任用職員（保健師）41万6千円の減額、4節、共済費、社会保険料等で80万3千円の減額、一般職共済組合分で50万8千円、一般職福祉協会分で1千円、一般職退職手当分で33万8千円の増額でございます。

192、193ページに戻りまして、補正後の額につきましては第1表、歳入歳出予算の補正のとおりでございます。以上、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

---

### ◎散会宣言

○議長（相川繁治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後3時48分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 2 年 7 月 16 日

占冠村議会議長                      相 川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員                      下 川 園 子

占冠村議会議員                      小 林        潤

令和2年第2回占冠村議会定例会会議録（第2号）

令和2年6月19日（金曜日）

○議事日程

		議長開議宣言（午前10時）
日程第1	議案第1号	財産の取得について
日程第2	議案第2号	占冠村村長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を制定することについて
日程第3	議案第3号	占冠村監査委員条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第4	議案第4号	占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第5	議案第5号	占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第6	議案第6号	占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第7	議案第7号	占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第8	議案第8号	占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第9	議案第9号	占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第10	議案第10号	占冠村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第11	議案第11号	占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第12	議案第12号	占冠村民間賃貸共同住宅等建設促進条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第13	議案第13号	令和2年度占冠村一般会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第14号	令和2年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第15号	令和2年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第16	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第17	同意案第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第18	同意案第2号	占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 19	同意案第 3 号	占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 20	同意案第 4 号	占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 21	同意案第 5 号	占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 22	同意案第 6 号	占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 23	同意案第 7 号	占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 24	同意案第 8 号	占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 25	意見書案第 2 号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
日程第 26	意見書案第 3 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第 27	意見書案第 4 号	2021 年度地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第 28	意見書案第 5 号	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現に向けた意見書
日程第 29	意見書案第 6 号	2020 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日程第 30		閉会中の継続調査・所管事務調査申出

開会 午前10時00分

---

**◎開議宣言**

○議長（相川繁治君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

**◎議事日程**

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

---

**◎日程第1 議案第1号**

○議長（相川繁治君） 日程第1、議案第1号、財産の取得についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、財産の取得についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。  
したがって議案第1号は原案のとおり可決しました。

---

**◎日程第2 議案第2号**

○議長（相川繁治君） 日程第2、議案第2号、占冠村村長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を制定することについての件を議題と

します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、占冠村村長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。  
したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

---

**◎日程第3 議案第3号**

○議長（相川繁治君） 日程第3、議案第3号、占冠村監査委員条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、占冠村監査委員条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第3号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

○議長(相川繁治君) 日程第4、議案第4号、占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第4号、占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第4号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第5 議案第5号

○議長(相川繁治君) 日程第5、議案第5号、占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第5号、占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第6 議案第6号

○議長(相川繁治君) 日程第6、議案第6号、占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第6号、占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて

の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第7 議案第7号

○議長(相川繁治君) 日程第7、議案第7号、占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第7号、占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第8 議案第8号

○議長(相川繁治君) 日程第8、議案第8号、

占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第8号、占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第9 議案第9号

○議長(相川繁治君) 日程第9、議案第9号、占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第9号、占冠村国民健康保険

条例の一部を改正する条例を制定することについて、この件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第10 議案第10号

○議長(相川繁治君) 日程第10、議案第10号、占冠村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第10号、占冠村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第11 議案第11号

○議長(相川繁治君) 日程第11、議案第11号、

占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第11号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第12 議案第12号

○議長(相川繁治君) 日程第12、議案第12号、占冠村民間賃貸共同住宅等建設促進条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、五十嵐正雄君。

○3番(五十嵐正雄君) この条例に基本的に賛成はします。ただ、今まで取り組んできた経過の中でこの間、いろいろな問題点が上がっていますので、そのへんの整理についてどのようにしていくのか伺っていきたいと思います。

今回、提案理由の中で、賃貸住宅の建設要望が増加しているということで、それは結構なことなんですけれども、この間、共同住宅を各地

区、教員住宅を含めて建設してきたわけですが、これらについてはすべて入居者がいなくても、村が業者に対して立て替え、住宅料を保証していくということで取り組んできています。その件数がこの間、何件あるのか。

この条例を作ったときに、公営住宅を村が作って建てるよりも、民間資金を導入して建てたほうが将来的には村の負担が少なくなると、だからこれを進めますということでやってきたけれども、入ってもいないところに村が保証していかなければならないという負の部分もあるわけです。トマムで建てたものについては住民ニーズに合わなくて使えないから入らない、こういったことがあるわけですが、建てた以上は入居者がいなくても村は負の住居料を負担せざるを得ないという問題が起きています。

これらを積極的に進めていく上では、この間、いろいろな問題点や議会でも議論してきたものがあります。きちんと総括して、その上に立って、これらを積極的に進めていくということがなければ、最終的には当初の比較した物とは大きく変わって、村の負担がますます増えていくということにもなるわけで、このへんについて、きちんとした考え方をもち進めていただきたいと思います。決してこの条例に反対するものではありませんので、そのへんについて、村の決意というか、考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 議員のご質問にお答えさせていただきます。この条例の制定経緯につきましては、議員のおっしゃったとおりだと思っております。今回、この改正につきましては、民間の業者様から複数のお問い合わせ等がございまして、主にトマム地区ではあるんですが、従業員のための住宅を建てたいというようなご依頼・ご要望等がございました。今まで、中央地区等に建てていました教員住宅ですとか、

職員住宅等とは性質が違ってきているものと考えております。

用途としましては、従業員に賃貸する住宅が目的ということでございますので、純粋に民間が建設するアパート、マンションのようなものということで考えております。現規定でいきますと、住宅建設に対しての補助等がございませんので、今ですと3LDK相当でプロポーザルの建設ということになっておりますけれども、それを緩和させまして、1ルームから建設が可能となるように、それで従業員等の方の居住を促して、多くの方にトマム地区、占冠村に住んでいただけるようにしたいという思いで規定を改定させていただきたいと思っております。ですので、村の負担等については、今回は考えていないところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから、議案第12号、占冠村民間賃貸共同住宅等建設促進条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決しました。

---

## ◎日程第13 議案第13号



○議長（相川繁治君） 日程第13、議案第13号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 議案書182ページの7款、商工費のところの占冠村事業継続支援金1400万円。昨日、児玉議員の一般質問の中で、村長から具体的な減収幅に応じて上限30万円、支援金をお支払いしますよということをお聞きしました。私自身、勘違いもあるのかもしれないですけど、昨日の説明を聞きましても商工会の会員で1事業上限30万円。1400万円を上限30万円で割りますと、数字的に46.6になってくるんですよ。予算を多く取る気持ちは分かるんですけども、1400万円を計上した根拠といえますか、私の思い違いでなければ単純に計算したときに46.6件に相当すると。

昨日の村長の答弁の中でも補正が議決された後に、6月22日から9月22日までの間で申請を行うということでしたので、この補正の数字を積み上げた段階で、業者、個人事業主がまだ確定していない中で、今のコロナの影響が長引くだろうという想定で上げたという気がするんですけども、1400万円の具体的な積み上げ根拠があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 小林議員のご質問にお答えいたします。こちらの数字につきましては、占冠村商工会の指導員と膝を交えて積算させていただいたものでございます。現状におきましては、占冠村商工会の会員数は概ね53程度かと思っておりますけれども、例えば30万円全て掛けますと1590万ということでございます。旅館事業者ですとか、小売り事業者、ほとんどの事業者が30%を上回る減収にはなっていると

ということが予想される中で積み上げていったところ1400万円以内には収まるのではないかとこの積算をさせていただいております。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 4点ほどお伺いいたします。まず、178ページ、3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費、1節、報酬及び3節、職員手当等で会計年度任用職員分としてそれぞれ323万8千円、43万5千円増額となっています。これはおそらく新規採用かと思えますけれども、なぜ当初予算ではなくて補正となったのか。

次に179ページ、これも同じですが、4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費、ここでも会計年度任用職員分として報酬、手当がそれぞれ408万8千円、54万9千円増額補正されています。これも新規採用だと思うんですけども、なぜ当初ではなく補正となったのか。この2点。

それから同じく179ページ、4款、衛生費、2項、清掃費、2目、じん芥処理費、12節、一般廃棄物収集運搬業務委託料で100万円の増額補正。この理由をお伺いいたします。

最後に184ページ、10款、教育費、4項、社会教育費、1目、社会教育総務費で占冠村文化活動派遣事業補助金として10万円補正されております。この事業の中身について伺います。

○議長（相川繁治君） 福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 児玉議員の質問にお答えいたします。178ページ、3款、2項、1目、児童福祉総務費、1節、報酬、3節、職員手当等の増額の件でございます。会計年度任用職員として増額しております分につきましては、人事異動により福祉課に会計年度任用職員が配置となりました。当初予算では会計

年度任用職員としての予算を組んでおりませんでしたので、そのための補正となります。

○議長（相川繁治君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 179ページ、4款、1項、2目の予防費、会計年度任用職員の報酬と職員手当等の増額ですが、これにつきましても4月の人事異動で保健師が異動となっておりますので、この経費につきましては特別会計のほうで減額、0.5人分ということで計上しています。ここでは年間分ということで同額にはなっていないんですが、増額の計上でございます。

○議長（相川繁治君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 児玉議員のご質問にお答えいたします。179ページ、4款、2項、2目、じん荼処理費、12節、委託料の増額理由でございます。こちらにつきましては今年度、一般廃棄物収集運搬業務委託において粗大ごみの収集運搬、破碎処理の委託を行っております。この委託が4月において我々が予想していた排出量を超える多さとなりまして、今後、2回目、来月に粗大ごみの収集があるわけですけれども、それに対応するため100万円の増額をしているところでございます。

令和2年度の予算額としましては、131万2千円です。年間の収集量としましては24トンを見込んでおりまして、収集の車両台数も6台ということで見込んでおりました。しかし、4月の収集においては、4月だけで収集量が10.23トン、収集の車両台数も9台ということで、4月だけの委託料につきましては105万8259円と、予想をはるかに超える数字となったところでございまして、今回、増額の補正を計上しているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育次長、合田幸君。

○教育次長（合田 幸君） 児玉議員のご質問にお答えいたします。184ページの10款、4項、1目、社会教育総務費におきます占冠村文化活

動派遣事業補助金でございます。こちらについては、現在、占冠村でアスリート派遣補助金としまして、スポーツに関連する派遣の補助金しかございませんでした。これに対して、文化活動派遣のための補助金規定を制定しまして補助するものであります。

具体的なことにつきましては、新聞報道でもうご存知かと思えますけれども、富良野高校の演劇同好会が全国の高等学校総合文化祭へ北海道代表として出場することが決まっております。残念ながら、補正予算を組んだ段階では出場予定だったんですけれども、今回のコロナの関係で7月31日から高知県へ向かう予定だったんですけれども、中止になっていますが、このようなことに対応するため、この度、文化活動派遣事業というものを想定しまして補助金計上をさせていただいたものでございます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 183ページ、10款、教育費、1項、教育総務費の2目、事務局費の1節、3節の会計年度任用職員でALTというと外国語、英語教諭かと思うんですけれども、新たに見えている方がいらっしゃるのにマイナス計上になっている理由を説明願います。

○議長（相川繁治君） 教育次長、合田幸君。

○教育次長（合田 幸君） 大谷議員の質問にお答えいたします。表記上、総務・ALTと書きまして大変見づらい表記で申し訳なく思っております。こちらにつきましては4月の人事異動におきまして総務を担当しておりましたものが人事異動でいなくなって職員を配置しております。その分の人件費の減少でありまして、令和2年2月からALTが就任していますけれども、こちらの部分の計上はそのまま1名で、令和2年度におきましても雇い上げしておりますのでこの分に影響はございません。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。  
5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 何点が質問させていただきます。まず、177ページ、2款、1項、4目の13節、使用料、地域交流館AEDリース料。同じく5目、13節のAEDリース料、これが当初予算から入っていなかったのがなぜなのかということ、178ページの3款、2項、2目、こちらもAEDリース料が補正予算で入ってきているのはなぜなのかということ。

それから、183ページ、10款、2項、1目、学校管理費の中の13節、新たに教員用パソコンリース料というのが計上されていますので、それと、次の184ページ、10款、3項、1目、同じく使用料で教員用パソコンリース料、これが追加で新たに何台増えて何用なのかを伺います。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 177ページ、2款、1項、総務管理費、財産管理費に関しましてお答えさせていただきたいと思えます。財産管理費の地域交流館AEDリース料、それから総合センターのAEDリース料ですけれども、こちらにつきましては当初から配置しているものなのですが、大変申し訳なかったんですが、当初予算で計上漏れておりまして、改めてこの場で計上させていただきたいということでございます。

○議長（相川繁治君） 福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 下川議員のご質問にお答えさせていただきます。178ページ、3款、2項、2目、保育所費、使用料及び賃借料、AEDリース料の件でございます。これにつきましては、AEDの適正配置に関するガイドラインが更新されまして、保育所及び学童保育施設には設置が考慮される施設として挙げられております。本村には保育所に設置されていませんでしたので、小児モードの対応用機器を各

1台設置するために補正させていただきました。

○議長（相川繁治君） 教育次長、合田幸君。

○教育次長（合田 幸君） 下川議員のご質問にお答えいたします。183ページ、10款、2項、1目、学校管理費、教員用パソコンリース料、同じく184ページの教員用パソコンリース料であります。こちらにつきましては、大変申し訳ありませんが、年度当初に計上しなければならぬものを漏れがあることを確認しまして、今回の補正で対応させていただくものでございます。実際、小学校に19台、中学校に20台、パソコンをリースさせていただきまして、職員用として使っているものでございます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから、議案第13号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって議案第13号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第14 議案第14号

○議長（相川繁治君） 日程第14、議案第14号、令和2年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第14号、令和2年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第14号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第15 議案第15号

○議長(相川繁治君) 日程第15、議案第15号、令和2年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第15号、令和2年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第15号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第16 諮問第1号

○議長(相川繁治君) 日程第16、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(田中正治君) 議案書197ページになります。諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。令和2年6月18日提出、占冠村長、田中正治。記、住所、占冠村字中央。氏名、藤田まき、昭和48年1月7日生まれ。人権擁護委員であります藤田まき氏が令和2年9月30日をもって任期満了になります。引き続き同氏を委員として推薦いたしたく人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

同氏は、平成29年10月に任に選任されて以来、誠実な人柄で明朗活発であり、社会活動に積極的に参加し、地域住民の人望が厚く、適任と考えております。なお、同氏の経歴につきましては裏面のとおりでございます。任期は令和2年10月1日から令和5年9月30日まででございます。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(相川繁治君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての件は適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての件は適任と認めることに決定しました。

---

### ◎日程第17 同意案第1号

○議長(相川繁治君) 日程第17、同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○議長(相川繁治君) 議案書の199ページになります。同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、占冠村長、田中正治。記、住所、占冠村字中トマム。氏名、久我正志、昭和26年6月20日生まれ。固定資産評価審査委員会委員であります久我正志氏が令和2年9月30日をもって任期満了になります。引き続き、同氏を委員として任命いたしたく地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同氏は平成8年10月に委員に選任されて以来、旺盛な責任感と誠実を旨として職務に当たられ、現在に至っており、適任と考えております。なお、同氏の経歴につきましては裏面のとおりでございます。任期は令和2年10月1日から令和

5年9月30日まででございます。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(相川繁治君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

ここで10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長(相川繁治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎日程第18 同意案第2号から日程第23 同意案第7号

○議長(相川繁治君) 日程第18、同意案第2号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件から日程第23、同意案第7号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの6件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(田中正治君) 議案書201ページになります。同意案第2号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。下記の者を農業委員会委員に任命したいので農業委員

会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、占冠村長、田中正治。住所、占冠村字中央。氏名、安田堅吾。安田堅吾氏は平成14年7月から6期18年に渡り占冠村農業委員会委員として、平成26年7月からは会長として活動されています。平成26年2月には北海道指導農業士に認定されるなど担い手育成の指導的な立場であるほか、先進技術の導入や法人化など意欲的な取組みをしており、適任者として同意を求めるものでございます。この度は、占冠村農業委員会の委員選に関する規則第2条第3号の一般募集による選任となります。なお、同氏の経歴につきましては裏面に記載のとおりでございます。ご参照願います。

続きまして議案書203ページをお願いいたします。同意案第3号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。下記の者を農業委員会委員に任命したいので農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、占冠村長、田中正治。住所、占冠村字双珠別。氏名、伊藤清志。伊藤清志氏は長きにわたり獣医師として地域農業に携わり、平成29年4月に後継者として就農、平成31年1月には経営主として経営移譲を受け、認定農業者として農業経営をされています。地域農業者からの信頼があり、農業委員としての活躍が期待できる方として双珠別から推薦を受けての応募であり、適任として同意を求めるものです。この度は占冠村農業委員会の委員選任に関する規則第2条第1号の村内の全域・区域からの推薦による選任になります。なお、同氏の経歴につきましては、裏面に記載してありますのでご参照をお願いいたします。

続きまして議案書205ページをお願いいたします。同意案第4号、占冠村農業委員会委員の任

命につき同意を求めることについて。下記の者を農業委員会委員に任命したいので農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、占冠村長、田中正治。住所、占冠村字中央。氏名、鈴木雅士。鈴木雅士氏は平成23年7月から3期9年に渡り占冠村農業委員会委員として活動されており、平成26年7月からは占冠村農業委員会会長職務代理者を担われております。後継者を有する認定農業者であり、新規就農者への指導、助言や地域農業への協力など本村農業の中心的な立場にあり、適任者として同意を求めるものです。この度は占冠村農業委員会の委員選任に関する規則第2条第3号の一般募集による選任となります。なお、同氏の経歴につきましては裏面に記載のとおりでございます。

続きまして議案書207ページになります。同意案第5号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。下記の者を農業委員会委員に任命したいので農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、占冠村長、田中正治。住所、占冠村字上トマム。氏名、江頭謙一郎。江頭謙一郎氏は有機循環農業により多品種少量生産、六次産業化を手掛けられ、地域への直売も行うなど、安全・安心な農産物販売を行っております。4期12年に渡る農業委員の経験と新規就農者としての経験を生かして活躍できる適任者として同意を求めるものです。この度は占冠村農業委員会の委員選任に関する規則第2条第3号の一般募集による選任となります。なお、同氏の経歴につきましては裏面に記載してありますのでご参照願います。

続きまして議案書209ページをお願いいたします。同意案第6号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。下記の者を農業委員会委員に任命したいので農業委員会

等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、占冠村長、田中正治。住所、占冠村字双珠別。氏名、熊崎一弘。熊崎一弘氏は平成17年3月に経営移譲を受け、黒毛和種繁殖経営、施設園芸でメロン、ミニトマト、野菜などを生産し、直売や新たな販路拡大に取り組むなど意欲的な農業経営を行う認定農業者です。平成23年7月からの3期9年に渡る農業委員会活動や農業実習生の受け入れ、自立させるなど積極的な取り組みを行っており、適任者として同意を求めるものです。この度は占冠村農業委員会の委員選任に関する規則第2条第3号の一般募集による選任となります。なお、同氏の経歴につきましては裏面に記載してありますのでご参照をお願いいたします。

引き続き議案書211ページになります。同意案第7号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。下記の者を農業委員会委員に任命したいので農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、占冠村長、田中正治。住所、占冠村字双珠別。氏名、堀井京子。堀井京子氏は平成7年12月に経営移譲を受けた認定農業者であり、黒毛和種繁殖経営を中心とした経営をされています。農業委員会には女性の積極的な登用が求められており、平成29年7月より唯一の女性委員として活動されております。女性農業者の目線から農業委員会に意見を反映できる立場にあり、適任者として同意を求めるものです。この度は占冠村農業委員会の委員選任に関する規則第2条第3号の一般募集による選任となります。なお、同氏の経歴につきましては裏面に記載してありますのでご参照をお願いいたします。以上、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

はじめに、同意案第2号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、同意案第2号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

次に、同意案第3号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、同意案第3号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

次に、同意案第4号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、同意案第4号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

次に、同意案第5号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、同意案第5号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

の件はこれに同意することに決定しました。

次に、同意案第6号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、同意案第6号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

次に、同意案第7号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、同意案第7号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

---

#### ◎日程第24 同意案第8号

○議長(相川繁治君) 日程第24、同意案第8号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

5番、下川園子君は地方自治法第117条の規定により、除外の対象になりますので、退場を求めます。

(下川議員退場)

○議長(相川繁治君) 提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(田中正治君) 議案書213ページをお願いいたします。同意案第8号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。下記の者を農業委員会委員に任命したいので農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、占冠村長、田中正治。住所、占冠村字上トマム。氏名、下川園子。下川園子氏は農業委員

会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者である中立委員としての活動が期待されているところです。この中立委員は農業委員会等に関する法律において必ず含まれるようにしなければならないとされていることから、公平・公正な判断を求められる中立委員の適任者として同意を求めるものです。この度は占冠村農業委員会の委員選任に関する規則第2条第3号の一般募集による選任となります。なお、同氏の経歴につきましては裏面に記載してありますのでご参照をお願いいたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(相川繁治君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

同意案第8号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、同意案第8号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

(下川議員入場)

---

#### ◎日程第25 意見書案第2号から日程第29 意見書案第5号

○議長(相川繁治君) 日程第25、意見書案第2号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件から日程第29、意見書案第6号、2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書までの件、5件を一括議題とします。



提案理由の説明を求めます。意見書案第2号については、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 意見書案第2号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。令和2年6月19日提出。提出者、占冠村議会議員、大谷元江。賛成者、占冠村議会議員、小林潤。賛成者、占冠村議会議員、五十嵐正雄。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押ししました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関するあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2018年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。2019年11月22日現在、禁止条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の81

か国、批准国は35か国となり（3月10日現在）、発効に必要な条件（50か国）の3分の2を数えました。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度をただちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。令和2年6月19日、北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先、内閣総理大臣、外務大臣。以上、ご審議お願いいたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第3号については、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 意見書案第3号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。令和2年6月19日提出。提出者、占冠村議会議員、藤岡幸次。賛成者、児玉眞澄。賛成者、下川園子。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の

防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。記、1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。令和2年6月19日、北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先、衆議院議長、以下記載のとおり。

○議長（相川繁治君） 意見書案第4号については、小林潤君。

○6番（小林潤君） 意見書案第4号、2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。令和2年6月19日提出。提出者、占冠村議会議員、小林潤。賛成者、同じく、藤岡幸

次。賛成者、同じく、児玉眞澄。

内容が多岐に渡っておりますので、分かりやすく丁寧に読み上げ提案いたします。2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書。いま地方自治体には、医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多様化・複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害やそのための防災・減災対策の実施、また新たに発生している新型コロナウイルス感染症対策など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症に対しては、国の緊急事態宣言が出されるなど全国的に猛威を振るっており、いまだ収束の目処は見通せないどころか長期化が予想される状況になっています。このため、各自治体では住民の命と生活を守るために感染拡大防止対策や地域経済対策、雇用対策などさまざまな対策が取られています。

しかしながら、4月30日に成立した2020年度一般会計補正予算において、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」は成立しましたが、全国各自治体が必要とする財政需要に到底対応できるような規模には至っていません。長期化が予想される新型コロナウイルス対策には、国の責任においてさらなる追加予算措置を含めた対応が必要不可欠です。

一方で、地方の財源の基本的な方向性については、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしています。実際に2020年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4318億円、

前年比+1.0%と、過去最高の水準となりました。

しかし、人口減少・超高齢化にともなう社会保障費関連をはじめ、新型コロナウイルス感染にかかる継続的な対策を必要とする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2020年度補正予算および2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。1、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の総額を大幅に増額すること。交付額の算定にあたっては、財政力の弱い自治体においても必要かつ十分な対策を実行できるよう、確実な財政措置を行うこと。

2、さらに、各自治体の実情に応じた実効性ある対策が講じられるよう、国の対策に伴い地方負担が生じる場合には確実に交付金の対象するとともに、柔軟に活用できる自由度の高い制度とすること。

3、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」についても、総額の増額など、地域に必要な医療提供体制を整備するための措置を講じること。

4、社会保障、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これらに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。

5、とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

6、会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善にむけて、本来の法の主旨に基づく所要額の調査を行い、確実にその財源を確保す

ること。

7、地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定（トップランナー方式）」は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止にむけ検討すること。

8、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。

9、森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

10、地域間の財源の偏在性は正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

11、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

12、2020年度の地方財政計画では、依然として4兆5000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、提出する。令和2年6月19日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、内閣総理大臣他審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第5号については、下川園子君。

○5番（下川園子君） 意見書案第5号、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅

持・負担率 1/2 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現に向けた意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。令和2年6月19日提出。提出者、占冠村議会議員、下川園子。賛成者、同、五十嵐正雄。賛成者、同、大谷元江。

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現に向けた意見書。以下、要約して読み上げて提出いたします。義務教育費国庫負担率が 1/2 から 1/3 になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文科省は「学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題に対応するため」（2026 年度までの改善予定数 18910 人）として、20 年度分として 4235 人増の要求を行いました。しかし、8 年間の教職員定数改善計画は実現されておられません。

子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員定数を抜本的に改善するなど、教職員の超勤・多忙化解消が不可欠です。そのためには、教職員の無制限・無定量の超過勤務を容認する「給特法・条例」を廃止するなどの法整備の見直しとともに、すべての教職員の抜本的な超勤実態の解消となる、基礎定数法改善による「第 8 次教職員定数改善計画」の策定や、「30 人以下学級」など少人数学級の早期実現、全教職員による協力・協働体制による「学校づくり」を具現化するよう、今後も、自治体議会意見書などにより、各級段階から多くの声をあげていくことが必要です。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。そのため、国においては、義務教

育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 1/2 への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう要請します。

記、1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を 1/2 に復元されるよう要請します。

2、「30 人以下学級」の早期実現にむけて、小学校 1 年生～中学校 3 年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請します。

4、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

5、高校授業料無償制度への所得制限撤廃とともに、朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を実現するよう要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、提出する。令和2年6月19日、北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先、衆議院議長以下記載のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第 6 号については、五十嵐正雄君。

○3 番（五十嵐正雄君） 意見書案第 6 号、

2020 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。令和2年6月19日提出。提出者、占冠村議会議員、五十嵐正雄。賛成者、同じく、大谷元江。賛成者、同じく、藤岡幸次。

2020 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも41.5万人と、給与所得者の24.3%に達しています。また、道内の全労働者216万人(内パート労働者64.7万人)の内、51万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労働者が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2019において「より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す」としています。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均1000円に向けた目標設定合意を6年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和2年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記、1、「より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す」という目標を掲げた「経

済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額994円)を下回らない水準に改善すること。

3、厚生労働省のキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。令和2年6月19日、北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先、北海道労働局長北海道地方最低賃金審議会議長。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(相川繁治君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから意見書案第2号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第3号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第4号、2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第5号、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第6号、2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

## 申出

○議長(相川繁治君) 日程第30、閉会中の継続調査・所管事務調査申出の件を議題とします。

議会運営委員長及び総務産業常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から、申出のとおり閉会中の継続調査・所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査所管事務調査とすることに決定しました。

---

## ◎閉会の議決

○議長(相川繁治君) お諮りします。以上をもって、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

---

## ◎閉会宣言

○議長(相川繁治君) これで、本日の会議を閉じます。令和2年第2回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時50分

---

## ◎日程第30 閉会中の継続調査・所管事務調査

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 2 年 7 月 16 日

占冠村議会議長            相 川 繁 治

(署 名 議 員)

占冠村議会議員            下 川 園 子

占冠村議会議員            小 林        潤